

# 丹波市地域福祉活動促進計画



平成 27 年 11 月

丹 波 市

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会



## はじめに

---



平成26年11月で丹波市は誕生から10年が経過しました。節目となる平成26年度には、丹波市の新しいまちづくりの指針となる「第2次丹波市総合計画」を策定し、「支え合いのこころを育もう」を福祉施策の目標として、地域福祉の充実をめざすことといたしました。

丹波市はこれからますます人口減少問題が懸念され、市の高齢化率も10年後には35%近くになることが予測されております。こうした中、地域の生活ニーズの多様化への対応や福祉制度の狭間にあることで支援が行き届かず生活困窮に陥っている方への複合的な支援等、様々な課題解決に向けて包摂的な取り組みが必要となっております。

これまで市では、福祉施策目標の実現のための個別計画として「丹波市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進をしてまいりましたが、平成27年度から5カ年を計画期間とする新たな地域福祉施策の基本指針を定めた「丹波市地域福祉活動促進計画」をこの度策定いたしました。

この計画は、市の「地域福祉計画」と丹波市社会福祉協議会の「地域福祉促進計画」を一体的に策定したもので、地域福祉を推進する仕組みと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図り、『認め合い 支えあい 心つながるまち たんば』を基本理念として、個人の意思と行動や家族の支え合いによる「自助」、市民同士の支え合いである「共助」、行政が行うサービスや支援の「公助」が、それぞれの役割分担と相互の連携によって、地域の福祉課題解決への取り組みをめざすものです。

今後は本計画に基づき、社会福祉協議会と行政との連携をさらに強化する中で地域福祉の向上に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、地域で活動をされる事業所、関係団体と行政が連携し、みんなで支えあう住みやすい地域社会をつくる取り組みがますます重要となってまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

あとになりましたが、本計画の策定にあたり熱心なご審議をたまわりました丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、関係団体の方々に、心からお礼を申し上げます。

平成27年11月

丹波市長 **辻 重五郎**

## 支えあい、助けあいの仕組みづくりを



福祉を取り巻く状況は、年々厳しくなっております。少子高齢化の中にあつて小規模・限界集落の増加傾向、さらには人と人との関係が希薄化していると言われております。少し昔に戻つて「共に助けあつていた時代」を取り戻さなければならぬのではないのでしょうか。

一方、介護保険制度の改正、社会福祉法人のあり方などが大きく「うねり」となつて押し寄せております。誰もが尊厳を重んじられ、つながりの中ですべての人が包み込まれる社会をめざし総合的な地域福祉のさらなる推進が求められております。

丹波市社協では、このような社会福祉を取り巻く情勢・動向に対応するため様々な機関、団体、関係者と連携した取組みが大切、重要であると認識をいたしており、より重点的に推進してまいります。

こういった中、これまでの「丹波市地域福祉計画」と丹波市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」のさらなる連携が必要なことから、両計画の期間終了に合わせ今回、丹波市と一体的に策定「認めあい 支えあい 心つながるまちたんば」を基本理念としたより強固な地域福祉の推進を図るための「丹波市地域福祉活動促進計画」（平成27年度から平成31年度の5カ年計画）を策定いたしました。

市民の皆様方とともに、誰もが住んでよかつたといえる地域やまちをつくりあげてまいりたいと思つます。役職員が一丸となり地域における支えあい・助けあいの仕組みづくりを進めてまいります。変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願ひを申し上げます。

終わりに本計画の策定にあたり丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ多くの方々から貴重なご意見を賜りましたこと心より感謝を申し上げます。

平成27年11月

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会長 **長井 克己**

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定の背景と趣旨	1
(1) 地域福祉をめぐる国・県の動向	1
(2) 市における地域福祉推進のための取組み	4
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の趣旨	6
2. 計画の期間	7
3. 計画の策定体制	8
第2章 丹波市の地域福祉をめぐる現状と課題	9
1. 丹波市を取り巻く現状	9
(1) 人口の推移	9
(2) 人口動態	10
(3) 高齢化率の推移	11
(4) 世帯の推移	12
(5) 要介護（要支援）認定者の推移	13
(6) 障害者手帳所持者数の推移	14
(7) 生活保護の保護率の推移	14
(8) 地域福祉活動の状況	15
(9) 社会福祉協議会の状況	20
2. 地域福祉を推進する上での現状と課題	22
(1) 「認めあう」	22
(2) 「支えあう」	24
(3) 「つながる」	28

第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 地域福祉とは	33
(1) 地域福祉の基本的な枠組み	33
(2) 地域福祉の概念	34
(3) 地域福祉に関する「圏域」の捉え方	36
2. 基本理念	38
3. 基本目標	39
(1) お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます	39
(2) 支えあいを大切にされた地域づくりをすすめます	39
(3) つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします	39
第4章 基本計画	41
1. 施策の体系図	41
2. 基本目標ごとの推進方策	42
(1) お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます	42
①相互理解の推進	42
②福祉教育の推進	44
③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	45
④権利擁護の推進	46
(2) 支えあいを大切にされた地域づくりをすすめます	47
①地域福祉のネットワークづくり	47
②地域福祉活動の人材の確保、育成の強化	49
③各種団体との情報交換や連携の強化	51
④利用者本位のサービス提供	52
⑤生活困窮者や就職困難者等に対する自立支援	54

(3) つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします……………	56
①防災・減災など安心した地域づくりの推進……………	56
②地域ぐるみの健康づくりの推進……………	58
③丹波市ボランティア・市民活動センターの充実・強化……………	59
④市民の活動拠点の整備……………	60
⑤虐待防止への取組みの推進……………	61
第5章 計画の推進……………	63
1. 計画推進にあたっての各主体の役割……………	63
(1) 市民の役割……………	63
(2) 地域の役割……………	63
(3) 丹波市社会福祉協議会の役割……………	64
(4) 市の役割……………	64
2. 計画の進行管理……………	65
資料編……………	67
1. 計画策定の経緯……………	67
2. 用語説明……………	68
3. 丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員会設置要綱……………	71
4. 丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員名簿……………	73



# 第1章

計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の策定の背景と趣旨

### (1) 地域福祉をめぐる国・県の動向

近年、少子高齢化や都市化の進展とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などが相まって、家庭や地域におけるつながりや支えあいの力が弱くなってきています。

地域とのつながりの弱体化を背景に、児童・高齢者・障がい者等に対する虐待をはじめ、孤独死、ひきこもり、周囲からの支援を拒む人への対応など、福祉が抱える課題やニーズ\*は多様化・複雑化しています。また、青少年の犯罪やいじめなど様々な社会問題が発生するとともに、近年、雇用形態の変化に伴い、不安定な非正規雇用が増加し、特に若年者の失業問題をはじめ、ひとり親家庭の母親や高齢者、障がい者等、就労しても十分な生活費を得られないなど、生活困窮にかかる複合的な課題が表面化しています。

このような地域福祉を取り巻く社会情勢を踏まえ、国においては様々な取り組みが進められています。(次ページ参照)

注) 文中の「\*」が付いている用語については、巻末の資料編 (P68) に用語の説明を掲載しています。

## ■国における地域福祉をめぐる主な動向

時 期	主 な 動 き
平成 21 年 4 月	○児童福祉法の改正 ・児童養護施設等における児童虐待防止に関する規程などの追記
平成 21 年 10 月	○生活福祉資金貸付制度の改正 ・失業等による生活困窮者の増加等を踏まえ、生活福祉資金貸付制度を改正 ・「総合支援資金」の新設や、連帯保証人を立てられない場合の貸付を可能にする制度を導入
平成 22 年 8 月	○「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」を都道府県等に通知。 ・市町村地域福祉計画を策定している市町村においては、高齢者等の孤立防止や地域におけるセーフティネット*の強化の観点から計画内容の点検と必要に応じて計画の見直し等の対策を講じるよう通知
平成 22 年 12 月	○障害者自立支援法の改正
平成 23 年 1 月	○「一人ひとりを包摂する社会」特命チームを設置 ・「孤立化」の実態を明らかにするとともに、セーフティネットの強化を含めた社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）*を推進するための政策検討の実施
平成 23 年 8 月	○障害者基本法の一部改正
平成 23 年 10 月	○高齢者居住安定確保法の改正
平成 24 年 4 月	○生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこと等を趣旨に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置 ・生活困窮者が抱える課題や生活保護制度の課題等をはじめ、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する具体的な制度設計について議論を行い、制度的な対応が必要な事項について報告書を取りまとめ
平成 24 年 5 月	○「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」を都道府県等に通知 ・各自治体における生活困窮者に関する情報の一元化を要請するとともに、福祉担当部局と高齢者団体、障がい者団体、民生委員・児童委員*などとの連携強化を依頼 ・個人情報保護の適用外規定に関する理解促進や見守り・ネットワークの構築など孤立化の早期発見のための地域づくりの推進等を要請
平成 24 年 4 月	○介護保険法等の改正
平成 24 年 8 月	○社会保障制度改革推進法の成立 ○子ども・子育て関連 3 法の成立（平成 27 年 4 月から施行） ・平成 27 年 4 月から導入される子ども・子育て支援新制度の根拠法で、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法
平成 24 年 10 月	○障害者虐待防止法の施行 ・障がい者に対する虐待行為発見者に市町村への通報を義務づけ ・虐待により障がい者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村長に自宅などへ立ち入り調査する権限を付与 ・市町村には、虐待の相談支援の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」などの設置を義務づけ

時 期	主 な 動 き
平成 25 年 4 月	<p>○障害者総合支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施</li> </ul>
平成 26 年 6 月	<p>○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成37年の「2025年問題」の到来を踏まえ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を推進</li> </ul> <p>○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行</p>
平成 27 年 4 月	<p>○介護保険法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護や通所介護については、新しい総合事業に移行することで、介護サービス事業者による既存のサービスに加えて、民間事業者やNPO*・ボランティア等、様々な主体による多様なサービスを提供し、利用者の選択の幅を広げることとしている</li> </ul> <p>○生活困窮者自立支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律</li> <li>・就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う</li> </ul>

## ■兵庫県における地域福祉をめぐる動向

時 期	主 な 動 き
平成 24 年 3 月	<p>○総合福祉ビジョン「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るい少子高齢社会の実現に向けた、住民、地域団体、福祉関係者、企業、行政などの行動指針となるよう、高齢者、障がい者、子ども・若者・子育て世代の人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できる取組方向を示したもの</li> </ul>
平成 26 年 3 月	<p>○第3期兵庫県地域福祉支援計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合福祉ビジョンを上位計画とし、少子高齢化、世帯規模の縮小、非正規雇用の増加等により深刻化する生活・福祉課題のほか、生活困窮者自立支援制度、介護保険法改正による介護予防給付の一部市町事業への移行等、制度改正への対応などをねらいとして策定</li> <li>・「地域福祉推進による「誰もが安心して暮らせる地域」づくり」を計画のコンセプトに、「ソーシャル・インクルージョン*」と「リスクマネジメント*」の2つを視点に、次の「5つの重点推進方策」を通じコンセプトの実現をめざすもの</li> </ul> <p>【5つの重点推進方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>I 課題に応じた対象区域の設定</li> <li>II 地域福祉資源を開発する組織・人材づくり</li> <li>III 相談窓口・解決手段の総合化</li> <li>IV 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり</li> <li>V 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化</li> </ol>

## (2) 市における地域福祉推進のための取組み

丹波市（以下、「市」という。）に住むすべての市民が、人と人とのつながりを基本として、困った時に助けあえる関係づくり、お互いを認めあい支えあえる社会づくりをめざすため、平成21年3月に「丹波市地域福祉計画」を策定し、地域福祉推進のための仕組みづくりを進めてきました。同時に、地域福祉の推進組織として位置づけられている丹波市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、地域福祉活動をより活性化するため、平成22年3月に「第2次地域福祉推進計画」を策定し、市と社協との連携強化や市民の自立支援、地域活動への支援等を行ってきました。

## (3) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」は、地域福祉の推進を図るといふ目的は同じですが、それぞれに役割が異なります。

### ○「地域福祉計画」

社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、市政運営の基本方針である「第2次丹波市総合計画」の部門別計画として位置づけられ、高齢者、障がい者、児童、健康増進、介護保険などの保健福祉に関連する各計画と整合を図りながら、これらの計画に共通する考え方である市民生活全般にわたる福祉の向上を図るための理念と、それを基にした市全体の取組みを明らかにするものです。

### ○「地域福祉推進計画」

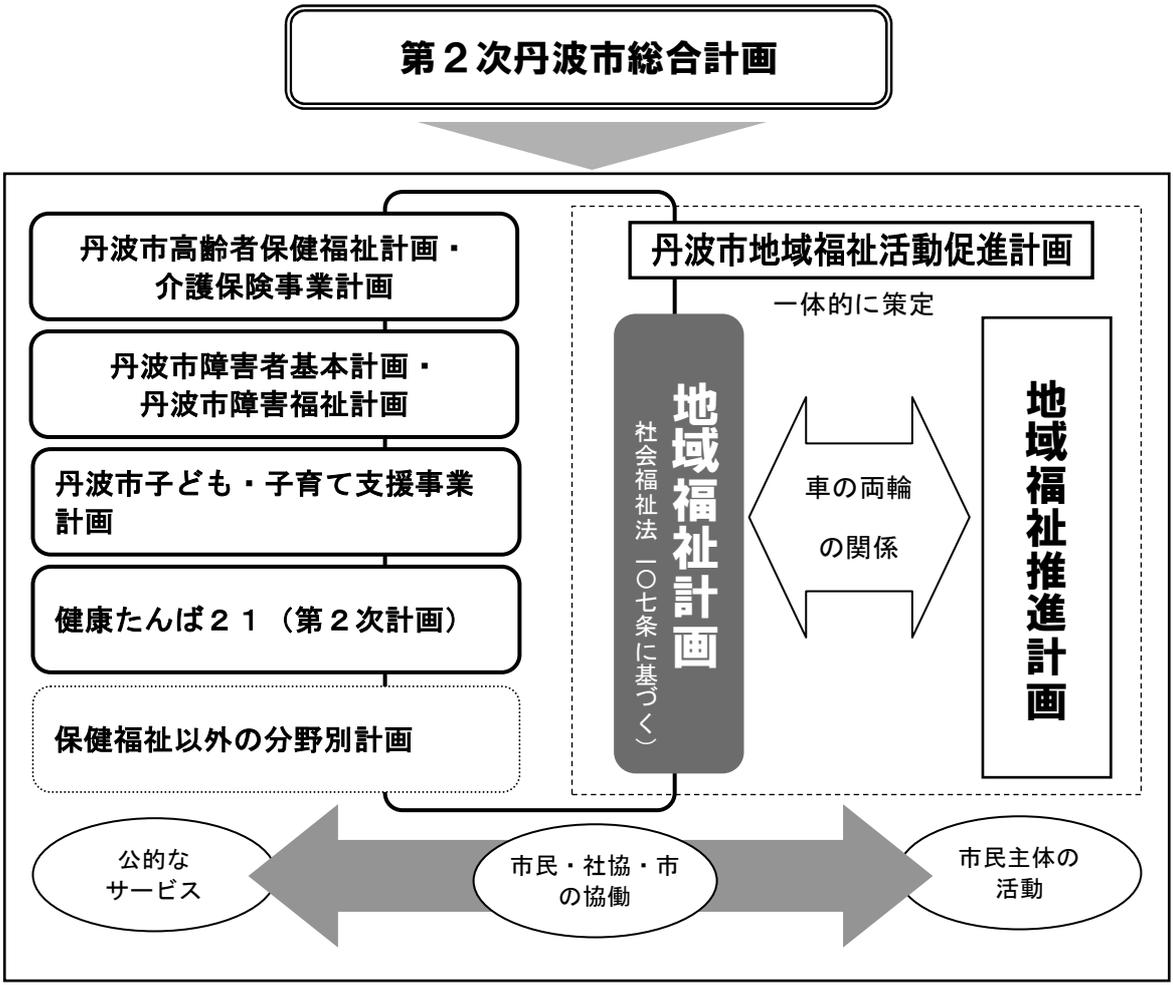
社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社協が活動計画として策定するものです。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画で

あり、個人や団体などが自主的・自発的な活動を行いながら、相互に連携する「共助」の性格をより明確にするものです。社会福祉法での呼称は「地域福祉活動計画」ですが、市では、地域福祉を市民や関係団体、社協が協働して推進していくという趣旨で「地域福祉推進計画」としています。

○「丹波市地域福祉活動促進計画」

丹波市地域福祉活動促進計画（以下、「本計画」という。）は、地域福祉を一層推進するため、これまで個別に策定していた「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進するための仕組みと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図るものです。本計画は、社会福祉法の規定に基づく「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」の2つの策定根拠を有します。

【関連計画との関係図】



#### (4) 計画の趣旨

地域福祉とは、地域の福祉課題や、何らかの助けや支援が必要な人などを、市民による支えあいや助けあいによりサポートしていくことです。

計画の位置づけで示したように、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす計画が、社協の行動のあり方を定める「地域福祉推進計画」といえます。

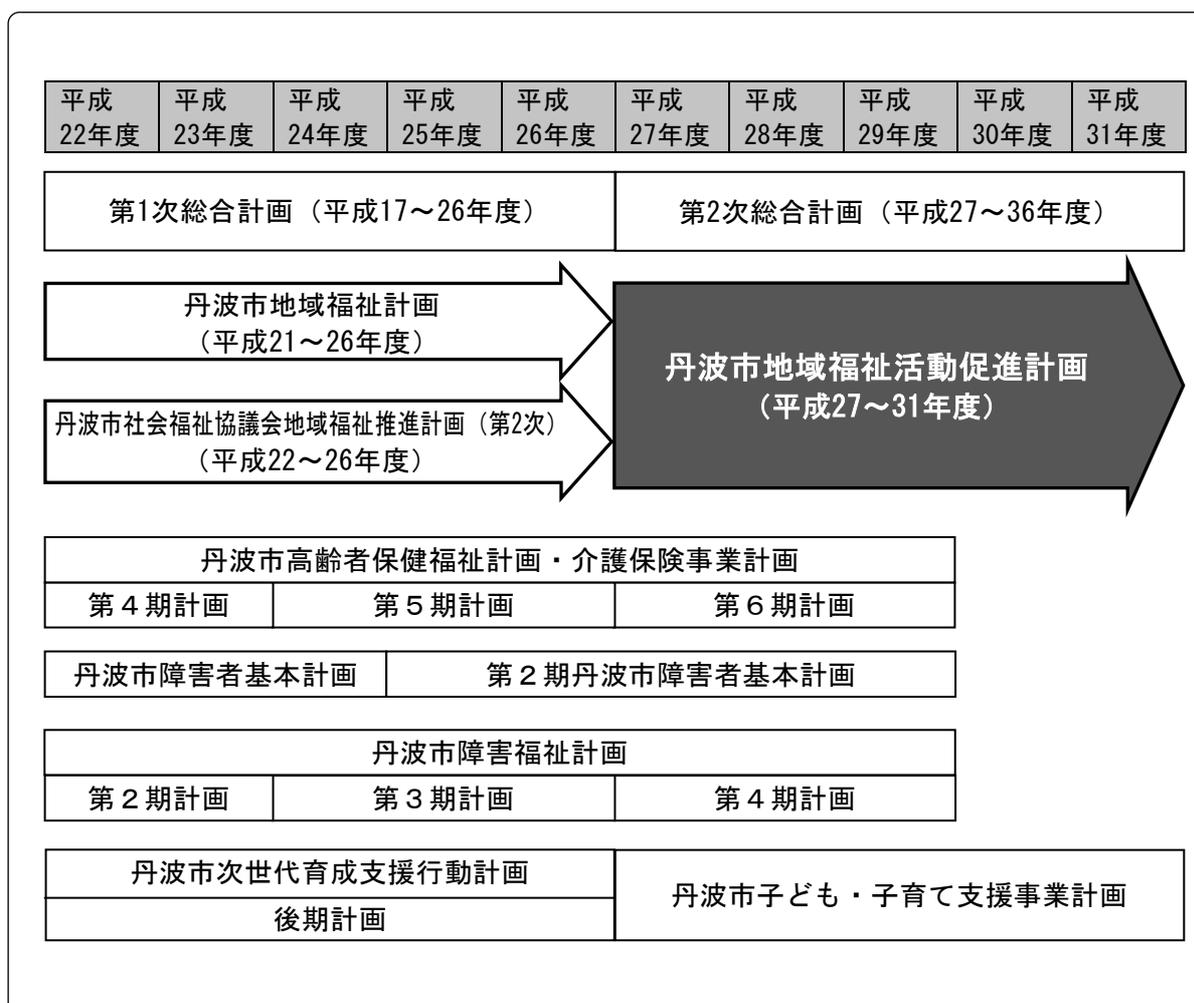
地域福祉を進めていくにあたっては、市と社協との役割分担と強固な連携が必須となります。特に社協には、行政では手の届かない制度の狭間や地域に入り込んだ柔軟な支援活動が求められる一方、行政には社協や地域の福祉活動を側面的に支援する役割が求められています。

このような考え方を踏まえ、市の地域福祉を一層推進するため、これまで個別に策定していた「地域福祉計画」と「地域福祉推進計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進するための仕組みと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図るため、本計画を策定します。

また、本計画は、地域福祉計画と地域福祉推進計画を一本化することで実効性を高め、市と社協が一体となり、地域福祉を軸として共に地域の生活・福祉課題を解決していくための協働体制を示すものです。

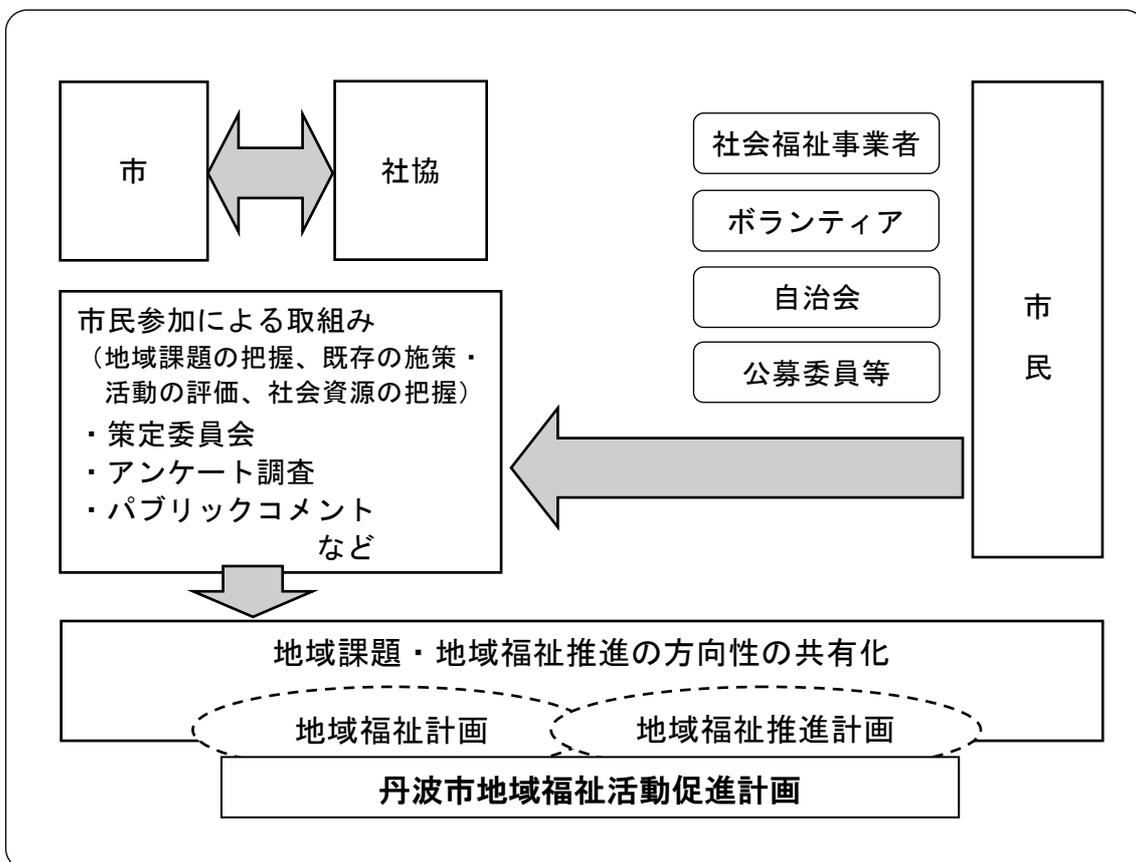
## 2. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズ\*の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 3. 計画の策定体制

本計画は、計画の策定段階から市民の参画を得るとともに、市と社協が協働して策定をしています。



## 第2章

# 丹波市の地域福祉をめぐる 現状と課題



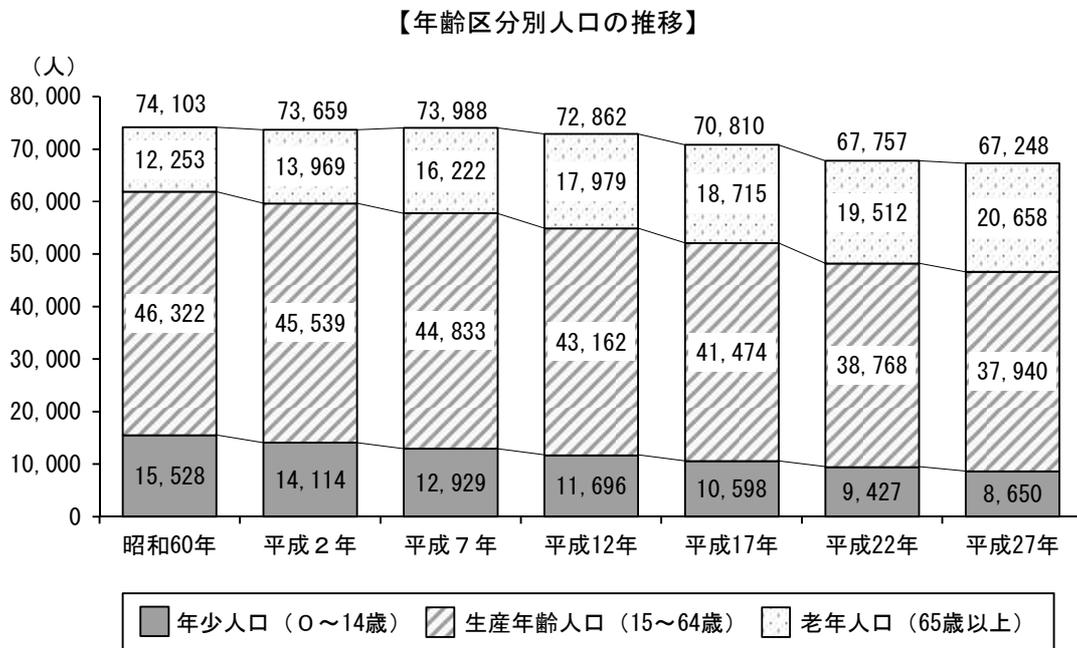
## 第2章 丹波市の地域福祉をめぐる現状と課題

### 1. 丹波市を取り巻く現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年3月末現在で67,248人となっており、年々減少しています。

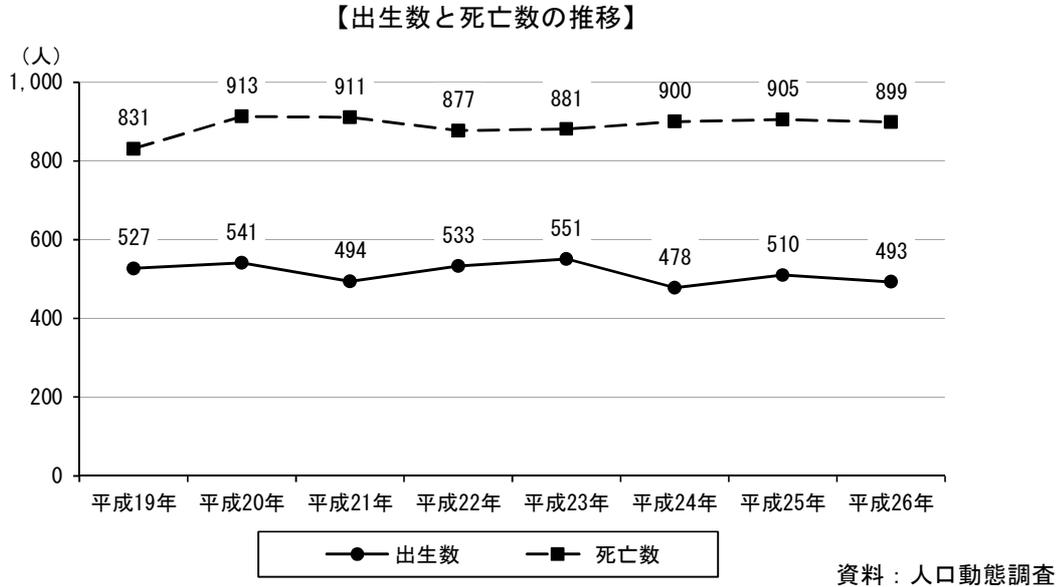
年齢区分別人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者は年々増加し、少子高齢化が進んでいます。



資料：昭和60年～平成22年は国勢調査（10月1日現在）  
平成27年は住民基本台帳人口（3月末現在）

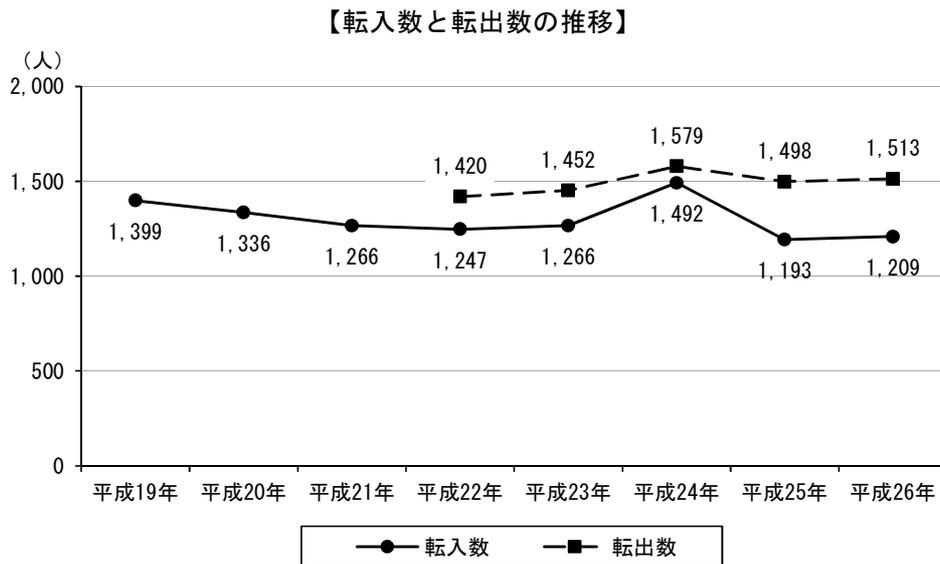
## (2) 人口動態

出生数と死亡数の推移をみると、いずれも死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成26年は出生数が493人、死亡数が899人となっています。



転入数と転出数の推移をみると、いずれも転出数が転入数を上回り、社会減が続いています。転出数は1,500人前後で推移していますが、転入数は減少傾向がみられます。

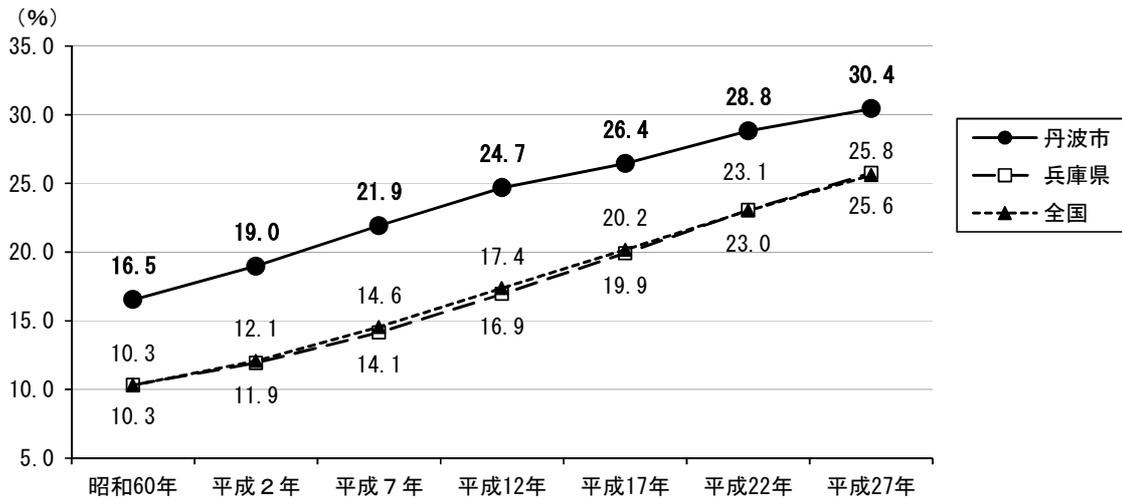
自然減並びに社会減により人口減少が今後も続くものと予想されます。



### (3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、年々上昇し、平成27年は30.4%となっています。  
 兵庫県・国と比較すると、兵庫県に比べ4.6ポイント、国に比べ4.8ポイント、本市の方が高くなっています。

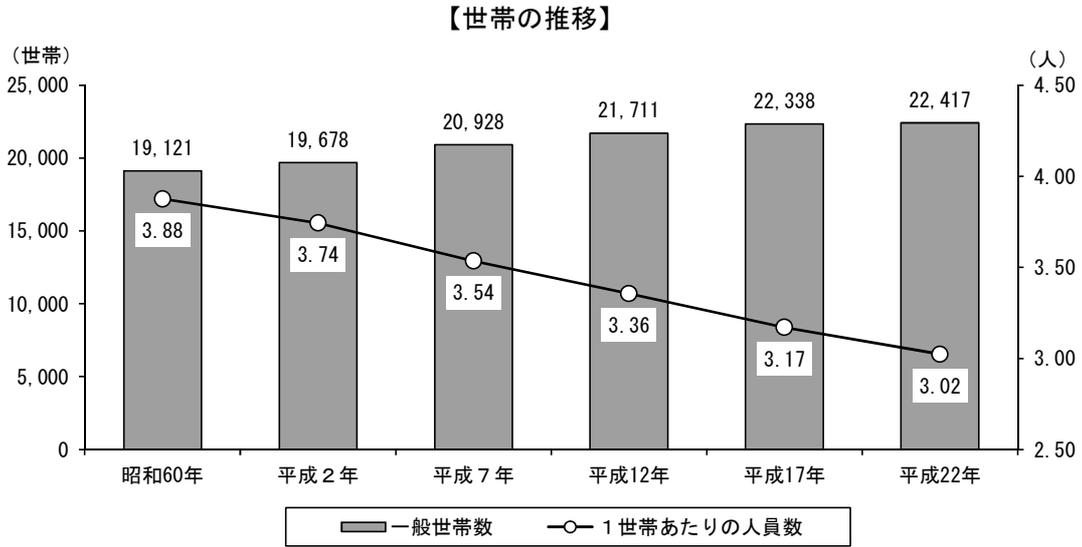
【高齢化率の推移（兵庫県、国との比較）】



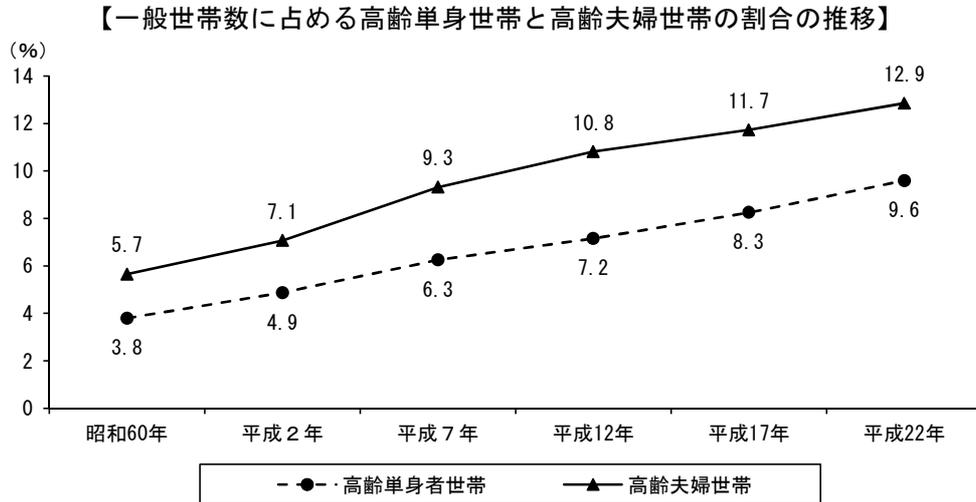
資料：昭和60年～平成22年「国勢調査」  
 平成27年「住民基本台帳に基づく人口」（1月1日現在）（総務省）

### (4) 世帯の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加しており、平成22年は22,417世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少し、25年前の昭和60年の3.88人から平成22年は3.02人と、家族の小規模化が進んでいます。



また、高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数とも年々増加しており、一般世帯数に占める割合も昭和60年の2倍以上となっています。



	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢単身世帯 (世帯)	725	958	1,309	1,553	1,843	2,151
一般世帯数に占める割合 (%)	3.8	4.9	6.3	7.2	8.3	9.6
高齢夫婦世帯 (世帯)	1,081	1,391	1,949	2,348	2,620	2,882
一般世帯数に占める割合 (%)	5.7	7.1	9.3	10.8	11.7	12.9

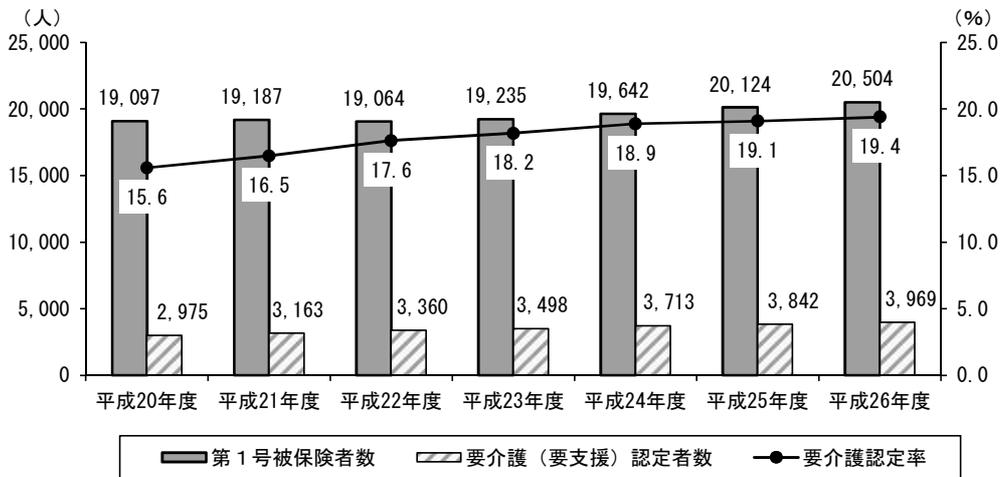
資料：国勢調査

### (5) 要介護（要支援）認定者の推移

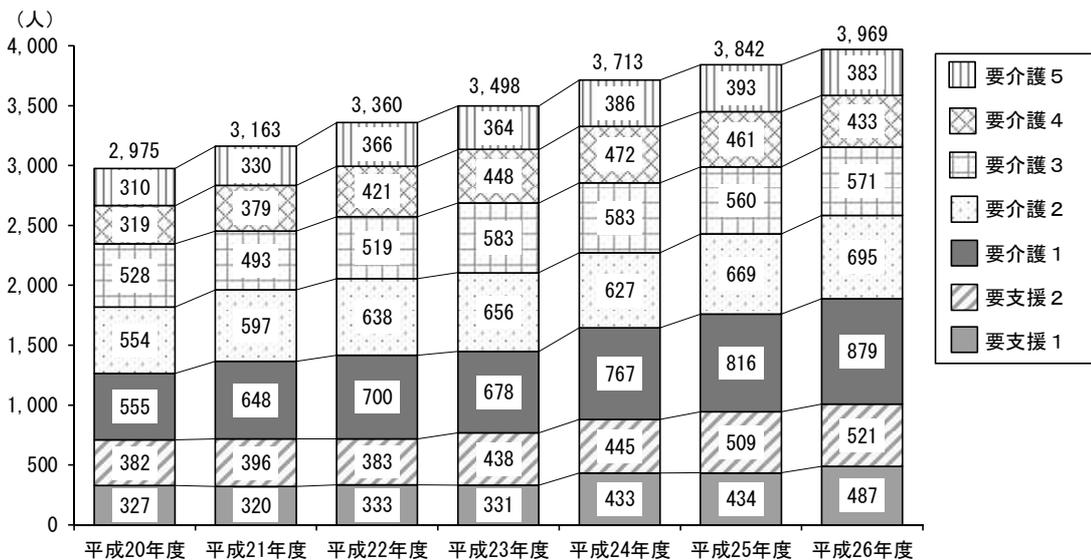
要介護（要支援）認定者の推移をみると、第1号被保険者及び要介護認定者数は増加しており、要介護認定率についても年々上昇しています。

要介護度別の認定者数の推移をみると、いずれの介護度も増加傾向にあり、平成20年度から平成26年度の7年間では、特に要介護1の増加が顕著となっています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】



【要介護度別 要介護（要支援）認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告

## (6) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】

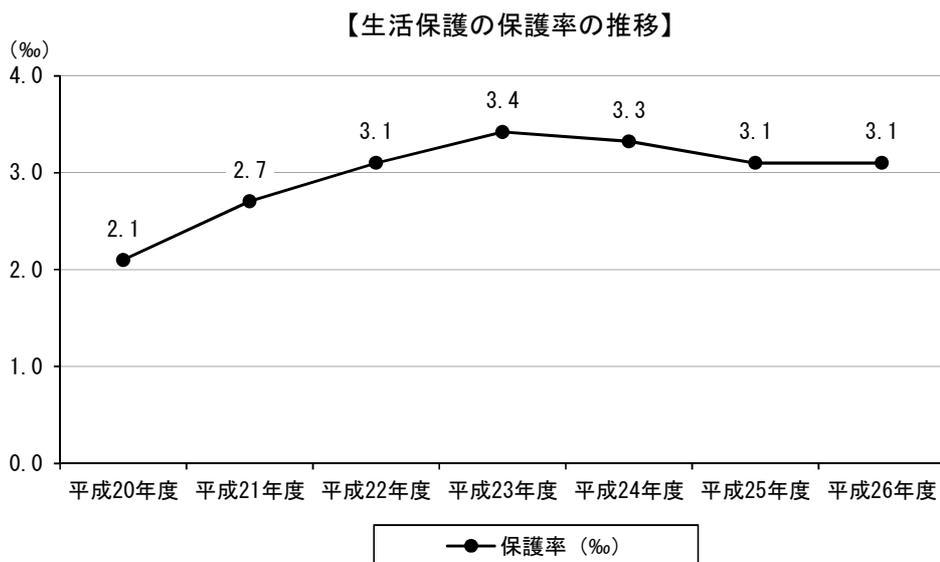
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害者 手帳所持者数 (人)	18歳未満	50	54	55	53	50	49
	18歳以上	3,647	3,682	3,724	3,674	3,640	3,563
	計	3,697	3,736	3,779	3,727	3,690	3,612
療育手帳 所持者数 (人)	18歳未満	149	154	171	186	185	190
	18歳以上	379	378	416	431	439	451
	計	528	532	587	617	624	641
精神障害者保健福祉手帳 所持者数 (人)		376	399	423	420	439	449

(各年度末現在)

資料：社会福祉統計年報（兵庫県）

## (7) 生活保護の保護率の推移

生活保護の保護率の推移をみると、上昇傾向にありましたが、平成23年度の3.4‰をピークに、平成26年度は3.1‰と0.3‰低下しています。



※‰は1,000分の1の割合です。

(参考：兵庫県の平成24年度の保護率は19.2‰)

資料：兵庫県統計書

## (8) 地域福祉活動の状況

市には、6地域に法に定められた6つの民生委員・児童委員協議会\*（以下「民児協」という。）があり、それぞれの地域で、高齢者・障がい者・子育て世帯の訪問や見守り、市民からの相談対応をはじめ、行政や社会福祉協議会、学校等と連携・協力した活動、さらには民児協の一員として地域の福祉力を高めるための取組みを進めています。

民生委員・児童委員\*等の人数、活動状況は次表のとおりとなっています。

【民生委員・児童委員、主任児童委員、協力委員、福祉委員の状況】

地域	民生委員・児童委員	主任児童委員	協力委員	福祉委員
柏原地域	24	2	48	31
氷上地域	46	3	92	81
青垣地域	22	2	44	51
春日地域	31	2	62	50
山南地域	33	2	66	75
市島地域	27	2	54	60
計	183	13	366	348

【民生委員・児童委員の活動状況（平成26年度）】

	内容別相談・支援件数（年度中）														
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	校生活	子どもの教育・学	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他
民生委員	701	235	137	145	1,363	439	139	38	137	133	62	285	1,598	1,578	6,990
(再掲)主任児童委員	19	0	6	66	42	76	4	0	13	4	6	25	257	15	533

	分野別相談・支援件数（年度中）				
	こと高齢者に関する	障がい者に関する	こと子どもに関する	その他	計
民生委員	2,780	344	2,508	1,358	6,990
(再掲)主任児童委員	52	4	414	63	533

	その他の活動件数（年度中）						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
	実態把握・調査	加会行事への協力	地域福祉活動	民児協運営	証明事務	告知の発見の通	連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
民生委員	2,091	4,134	6,012	3,341	561	49	13,540	5,638	5,192	3,933	23,121
(再掲)主任児童委員	107	352	453	346	31	1	200	141	769	493	1,489

(注) 1. 年度中に同一人に対して、数回にわたって相談指導等を行った場合は、すべての回数を計上しています。  
 2. 本期中に同一人に対して、2欄以上にわたる相談指導等を行った場合は、該当するそれぞれの欄に計上しています。

資料：丹波市民生委員児童委員連合会

また、地域で活動するボランティア団体数は次表のとおりであり、平成26年は128団体、登録ボランティア2,988人が様々な分野で活動しています。

【ボランティアの状況（年度別団体数の推移）】

活動分野	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保健・医療または福祉の増進を図る事業	84	77	69	72	68
まちづくり活動	1	1	3	1	2
学術、文化、芸能、スポーツの振興を図る活動	32	33	32	35	30
環境の保全を図る活動	12	11	13	11	14
災害救助活動	—	—	1	1	1
地域安全活動	0	2	1	1	1
国際協力の活動	2	2	2	1	1
子どもの健全育成	7	11	7	8	9
情報社会	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	1
計	139	138	129	131	128

【ボランティアの状況（登録者数の推移）】

活動分野	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保健・医療または福祉の増進を図る事業	1,535	1,381	1,222	1,239	1,151
まちづくり活動	23	22	38	23	31
学術、文化、芸能、スポーツの振興を図る活動	422	420	427	437	431
環境の保全を図る活動	205	192	209	195	1,099
災害救助活動	—	—	42	57	61
地域安全活動	0	58	23	36	37
国際協力の活動	30	22	20	8	8
子どもの健全育成	84	255	88	138	158
情報社会	10	10	10	10	10
その他	0	0	0	0	2
計	2,309	2,360	2,079	2,143	2,988

※環境保全活動の平成26年度急増は、鉄道〇Bの駅舎周辺清掃等への団体加入があったため

また、各地域では、高齢者の孤立の防止や認知症予防などを目的に、自治会単位で「ふれあい・いきいきサロン」を開催し、各地域で特色ある活動を行っています。（「地域別 サロン一覧」参照）

### 【地域別サロン活動数】

地域	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	合計
サロン数	18	27	32	31	34	37	179

### 【地域別 サロン一覧】

#### 【柏原地域】

自治会名	サロン名
屋敷	福祉グループ年輪
新町	新町ふれあいいきいきサロン
古市場	旬の会
石田	石田町ふれあいいきいきサロン
上中町	上中町ふれあいいきいきサロン
本町	本町ふれあいいきいきサロン
下町	下町区ふれあいいきいきサロン
下町沖田	年輩者交流会
北山	北山ふれあいいきいきサロン北山実り会
南多田	南多田ふれあいいきいきサロン
東奥	東奥ふれあいいきいきサロン
上小倉	上小倉ふれあいいきいきサロン
下小倉	下小倉ふれあいいきいきサロン
見長	見長ふれあいいきいきサロン
北中	北中ふれあいいきいきサロン
室谷	室谷ふれあいいきいきサロン
小南	小南ふれあいいきいきサロン
県営住宅 南多田団地	南多田団地ふれあいいきいきサロン

#### 【氷上地域】

自治会名	サロン名
下新庄	福祉のつどい
三方	ふれあいサロンはなみずき
犬岡	おひさま
棧敷	棧敷ふれあいサロンさくらんぼ
南油良	南油良ふれあいサロンひょうたん
稲畑	福寿草
朝阪	あさかなでしこ
領町・南町	しらゆり
北御油	あじさい
田中	田中ふれあいサロン けやき
井中	井中ふれあいサロンつくしんぼ
氷上	きりやま
南御油	もみじ
絹山	ふれあいサロンきぬやま
新郷	新郷ふれあいいきいきサロン
上油利	ささゆり
下油利	ふれあいいきいきサロン輝き
柿柴東	クラブなんとかなるさ
小野	小野天神いきいきサロン
谷村	谷村ふれあいサロンむつみ会
本郷	ふれあいいきいきサロン なごみ会
鴨内	鴨内ふれあい・いきいきサロン
新田	末廣サロン
西中西区	2・4・9サロン
下町	わいわい会
黒田	黒田サロン
上新庄	上新庄ふれあいサロン

## 【青垣地域】

自治会名	サロン名
東芦田	第1農会わかば会
東芦田	いきいきサロン東芦田第2農会
東芦田	いきいきミニサロン第3農会
東芦田	第4農会いきいきふれあいサロンあさがお
栗住野	栗の実会
西芦田	井ノロ・中井いきいきサロン
西芦田	サロン七草会
口塩久	口塩久いきいきサロン
佐治新町	コスモスサロン会
東町	とうがくサロン
小倉	小倉サロンなでしこ
中町	中町サロン
沢野	サロンしゅらん
沢野	花水木
寺内	淡嶋サロン
森	森ほんわかサロン
小和田	小和田弁天サロン
大正町	にこにこサロン
桧倉	もみじサロン
大名草	ひだまりサロン
大稗	大稗なかよしサロン会
小稗	小稗ごんぼふれあいいきいきサロン
惣持	ふれあいいきいきサロン惣持(はなみずき)
文室	ひまわり会
稲土	薬師講サロン
杉谷	すみれ会
中佐治	いきいきサロンなかさじ
平野	平野・有口サロン
中佐治	岡見万年青サロン
山垣上地	上地ブチサロン
下地	ひまわりサロン
平地	平地さくらサロン

## 【春日地域】

自治会名	サロン名
上ゲ町	上ゲ町ふれあい・いきいきサロン
小山	小山いきいきサロン
杉ノ下	杉の下ふれあい・いきいきサロン
下野村	ふれあい・ほっとサロン
木寺	木寺いきいきサロン
惣山	惣山ふれあいサロン
奥野村	サロンやけぼっくり
西野々	西野々いきいきサロン
平松	平松ふれあいサロン
多利	サロンかがやき
小多利	小多利いきいきサロン
多田	いきいき保月
七日市	夢サロン
野上野	野上野長寿仲よしサロン
中山	仲よし三尾会
松森	松森いきいきサロン
広瀬	広瀬いきいきサロン
栢野	喜楽会
野瀬	ふれあい・いきいきサロン
上三井庄	山戸サロン
上三井庄	上三井庄ふれあい・いきいきサロン原
上三井庄	上三井庄ふれあい・いきいきサロン三ノ谷
上三井庄	上三井庄・殿地ふれあい・いきいきサロン
下三井庄	下三井庄ふれあい・いきいきサロン
鹿場	フレッシュ鹿場
東中	東中ふれあい・いきいきサロン
国領	国領ふれあい・いきいきサロン
棚原	棚原ふれあいサロン
柚津	ゆずホットサロン
朝日	朝日お喜楽サロン
牛河内	牛河内ひまわり会

## 【山南地域】

自治会名	サロン名
青田	青田いきいきサロンひまわり
阿草	阿草ほほえみ会
上滝	上滝楽遊会
下滝	いきいきサロン下滝かえり花
畑内	いきいきサロン「畑内よろこび会」
北太田	北太田いきいきサロン なごみ
太田	太田いきいきサロン
大河	大河いきいきサロン
玉巻	柏町ふれあいサロン
池谷	池谷お楽しみサロン
長野	長野ティサロン
岡本	岡本いきいきサロン
谷川1区	谷川1区やすらぎ会サロン
谷川2区	谷川2区健康いきいきサロン
谷川3区	谷川3区いきいきサロン
谷川5区	谷川5区ふれあいいいきいきサロン
谷川8区	谷川8区いきいきサロン
谷川9区	谷川9区いきいきサロン
谷川11区	谷川11区ご近所カフェさとやま
大谷	ちえの輪クラブ
小川	ふれあいサロン小川
村森	いきいきサロンむらもり
井原	井原ふれあいサロン
野坂	のさかいきいきサロンタンポポ
岩屋	岩屋ほほえみサロン
富田	富田いきいきサロン
小畑	小畑いきいきサロン
西谷	西谷いきいきサロン
和田	和田上町いきいきサロン
和田	和田中町いきいきサロン
和田	和田下町いきいきサロン
梶	梶いきいきサロン
前川	前川いきいきサロン すみれ
北和田	北和田いきいきサロン たんぼほ

## 【市島地域】

自治会名	サロン名
安下	安下いきいきサロン
大森	いきいきサロン オオモリ
新道貝	新道貝いきいきサロン
市ノ貝	市ノ貝いきいきサロン
岩倉	岩倉いきいきサロン
石原	石原いきいきサロン 愛育の里
森	森区福祉ボランティアおたのしみ会
寺内	寺内ふれあいサロン
才田	才田いきいきサロン
樽井	つばき会
谷上	谷上ふれあいサロン
鴨阪	鴨阪いきいきサロン
尾端	尾端いきいきサロン
大杉	おおすぎいきいきサロン
下鴨阪	下鴨阪いきいきサロン
今中	いきいきサロン今中班
宮ノ下	宮ノ下いきいきサロン
段宿	段宿サロン
十市	十市いきいきサロン
八日市	八日市ふれあいサロン
梶原	ちゅ〜りっぴ
上田	上田ふれあいいいきいきサロン会
市島	ふれあいいいきいきサロン
藤野	ふれあい・いきいきサロン会
上垣	上垣ふれあいの会
北岡本	北岡本いきいきサロン
南	南いきいきサロン
喜多	喜多ふれあいいいきいきサロン
端	端いきいきサロン
岩戸	岩戸いきいきサロン
上牧	上牧いきいきサロン
北奥	北奥ふれあいサロン
戸平	戸平ふれあいいいきいきサロン
白毫寺	白毫寺イキキサロン
与戸	与戸いきいきサロン
東勅使	東勅使いきいきサロン
戸坂	戸坂ふれあいいいきいきサロン

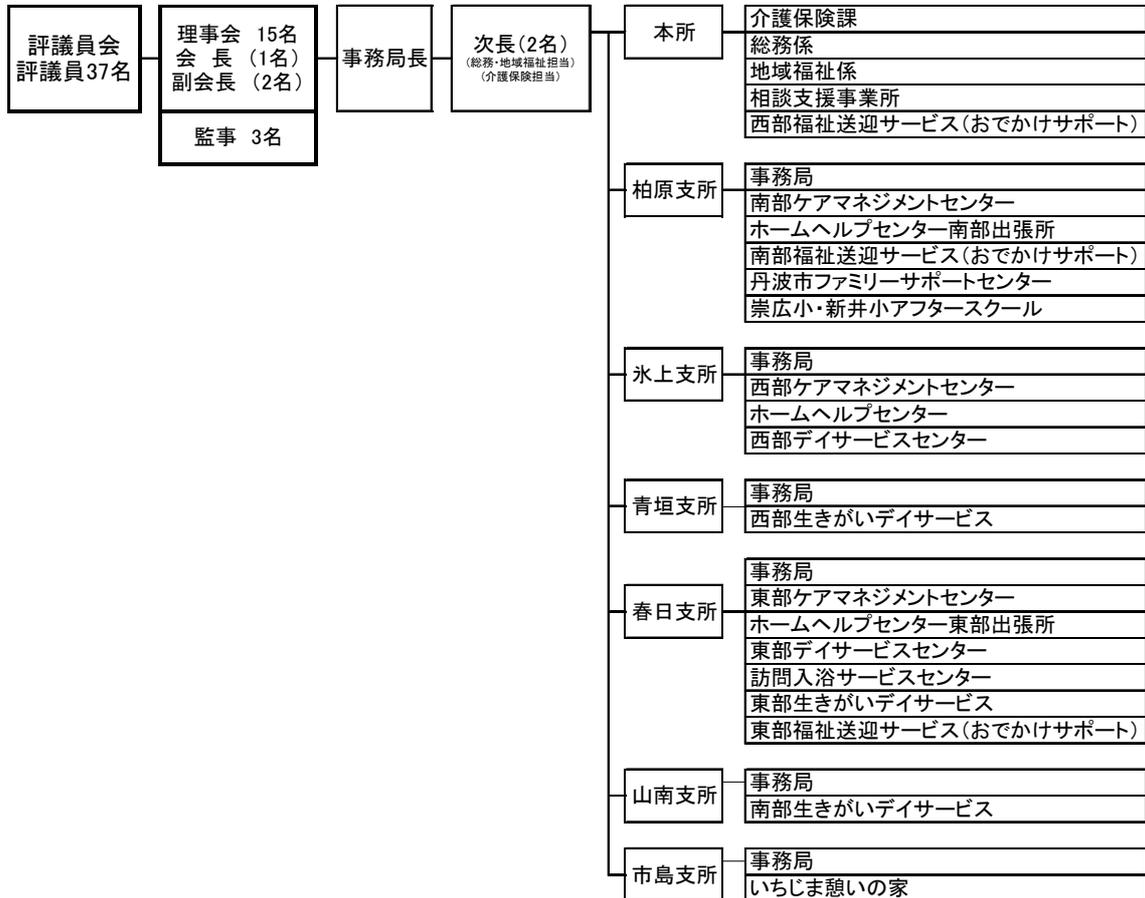
(平成27年7月末現在)

※休止しているサロンは除く

(9) 社会福祉協議会の状況

① 社会福祉協議会の組織

■ 丹波市社会福祉協議会組織図（平成27年度）



社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会【所在地・連絡先】

本所	氷上町常楽 209-1	☎ 82-4631
柏原支所	柏原町柏原 2715	☎ 72-1236
氷上支所	氷上町常楽 209-1	☎ 82-4613
青垣支所	青垣町佐治 399-1	☎ 87-0084
春日支所	春日町黒井 1500	☎ 74-0477
山南支所	山南町野坂 176	☎ 77-2359
市島支所	市島町上田 448-1	☎ 85-0517

## ②社会福祉協議会の主な事業内容

社会福祉協議会で実施している主な事業は、以下のとおりです。

対象等	事業
市民全般	無料法律相談 心配ごと相談 生活相談 福祉バザー 社協福祉情報の発信 善意銀行の運営 福祉用具の貸し出し 地域福祉推進支援事業 出張介護教室 出張ふくし教室 介護職員初任者研修 災害ボランティア支援事業 福祉教育の推進・助成 生活福祉資金貸付制度
ボランティア関係	ボランティア養成講座などの開催 ボランティア・市民活動センター ボランティアへの助成 ボランティアまつり開催経費の助成
高齢者や障がいがある方、その家族	ふれあい・いきいきサロンへの活動支援 高齢者お昼のつどい開催支援 点字・声の広報発行事業 丹波市福祉送迎サービス事業（おでかけサポート） 在宅寝たきり者世帯への歳末見舞品贈呈 福祉団体の事務支援および助成 介護者のつどい 丹波市障害者就労支援事業 福祉サービス利用援助事業
高齢者関係	介護保険（介護給付）サービス（居宅介護支援事業（ケアプラン作成）、訪問介護事業（ホームヘルプ事業）、通所介護事業（デイサービス事業）、認知症対応型通所介護事業、訪問入浴介護事業） 介護予防（予防給付）サービス（介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防訪問入浴介護事業） 地域支援事業（通所型介護予防事業（生きがいデイサービス事業））
障がい関係	障害福祉サービス（居宅介護事業（ホームヘルプ事業）、同行援護事業（ガイドヘルプサービス）、基準該当生活介護事業（デイサービス事業）） 地域生活支援事業（相談支援事業、移動支援事業、丹波市訪問入浴サービス事業、高齢聴覚障害者生きがいづくり事業） 障害者相談支援事業 ちゃれんじスペース
子育て関係	丹波市ファミリーサポートセンター 崇広アフタースクール・新井アフタースクール おもちゃライブラリーへの助成 福祉教育の助成・推進 市内保育園・認定こども園への助成

## 2. 地域福祉を推進する上での現状と課題

策定委員会での意見を踏まえ、市における地域福祉のテーマを「認めあう」「支えあう」「つながる」の3つに設定しました。

また、本計画の策定にあたり、平成25年1月から2月にかけて、市民2,495人を対象に、アンケート調査を実施し、市民の地域福祉に関する意識や行動等を調査しました。

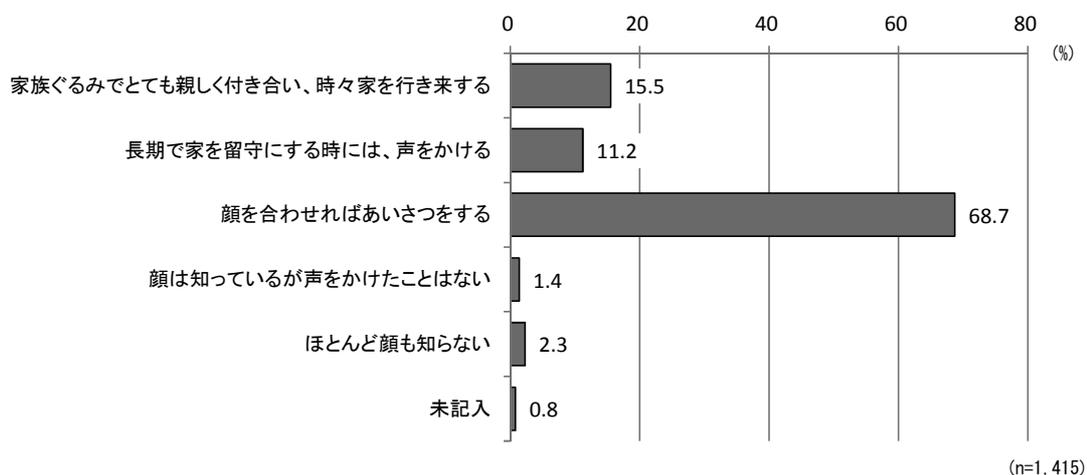
アンケート調査結果を基に、テーマごとに現状と課題をまとめました。

### (1) 「認めあう」

#### ■ アンケート調査結果からみた現状

近所づきあいの状況をみると、「顔を合わせればあいさつをする」が大半を占めていますが、家族ぐるみのつきあいや留守の際の声のかけあいなど、昔ながらの深い近所づきあいをされている市民も、全体の26.7%ありました。一方、近所であっても顔を知らない、または声をかけたことがないと回答した市民もおり、いずれも10代・20代の若い世代の割合が高くなっています。

【近所づきあいの状況】



近所づきあいに対する市民の考え方は、「助け合って生きていく上で大切だと思う」が全体の73.1%を占め、これに次いで「あいさつや多少の協力は当然で、特別なこととは思わない」が21.0%で続いています。

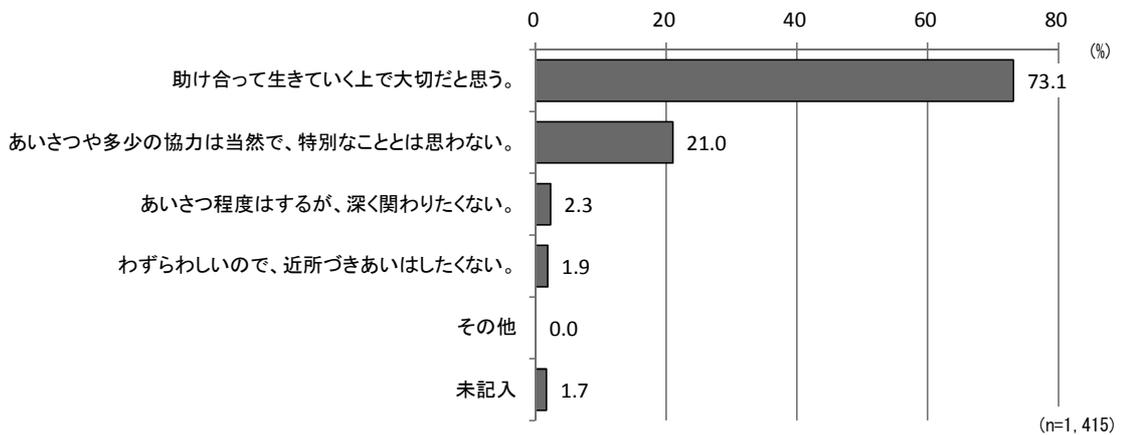
「あいさつや多少の協力は当然で、特別なこととは思わない」は、10代

から50代で多く、特に10代では53.8%と半数を超えています。60代・70代では、「助け合って生きていく上で大切だと思う」が最も多い回答となっています。

これらに対し、「あいさつ程度はするが、深く関わりたくない」の割合は、20代・30代・10代の順で高く、また「わずらわしいので、近所づきあいはしたくない」も10代・20代の割合が高くなっており、若い世代では、近所づきあいを敬遠している傾向がうかがえます。

近所づきあいについて、ふだんはあいさつ程度が多くても、意識の上では、助けあいには必要な取組みであると認識する市民はむしろ多くなっています。

【近所づきあいに対する考え】



### 【課題】

地域生活においては、何気ないあいさつから生まれる人と人との出会いをきっかけに、ふれあいが始まり、さらにつきあい・交流へと関係が深まってきます。そのような過程から、地域に暮らす高齢者や障がい者、子どもなど、地域で見守っていくことが必要な他者への気遣いが生まれ、さらに支えあい・助けあいへと発展していきます。

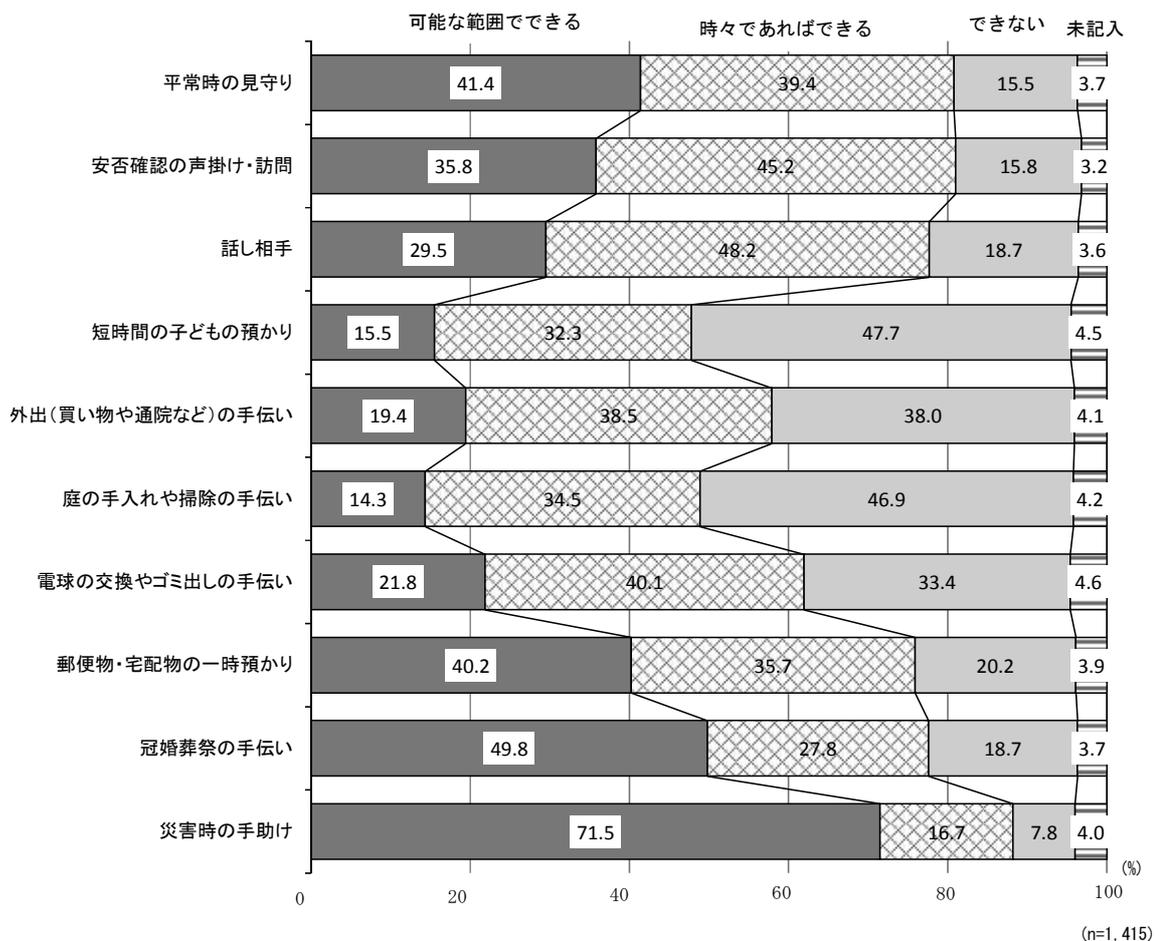
また、近隣との交流は、地域コミュニティにおいて必要な情報交換の場となるばかりか、緊急時・災害時にも、地域での助けあい・支えあいを可能にします。そのような意味では、近所づきあいは最も基礎的な活動になることから、老若男女を問わず、近所づきあいの程度を今以上に底上げする取組みが必要です。

## (2) 「支えあう」

### ■ アンケート調査結果からみた現状

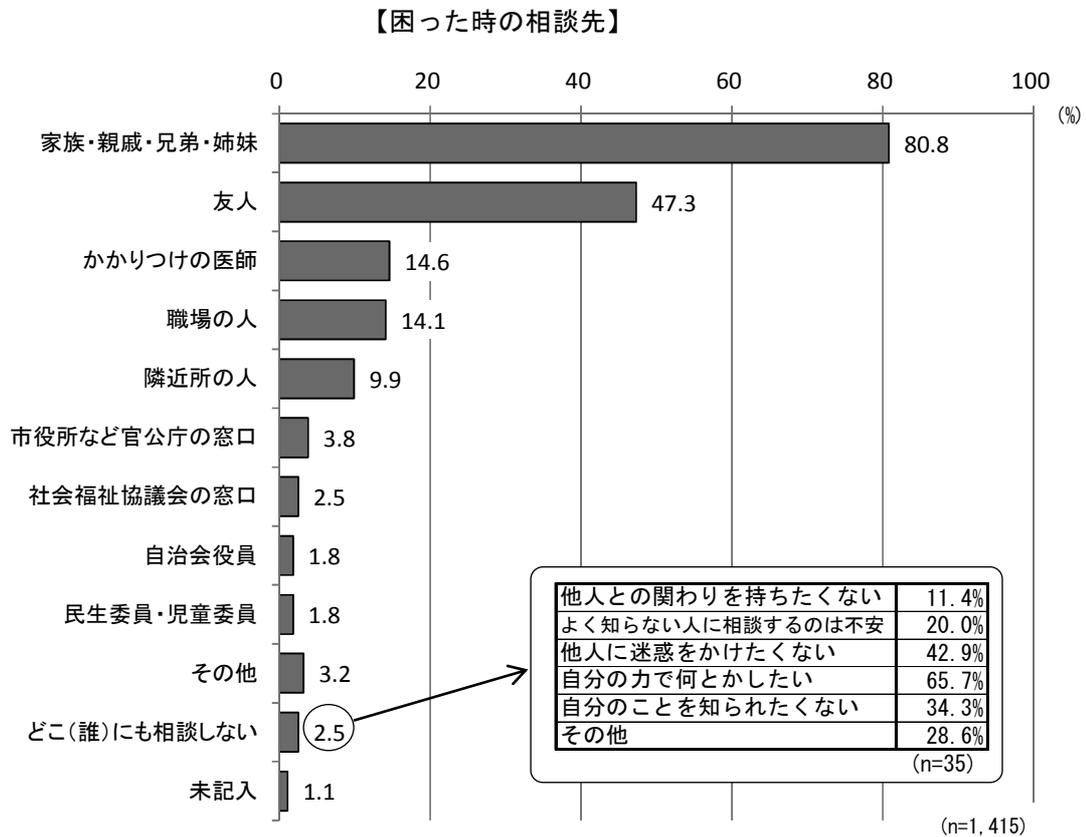
市民の近隣での手助けに対する考え方について、いずれの行為も、「可能な範囲でできる」と「時々であればできる」を合わせた割合が「できない」の割合を超えています。「可能な範囲でできる」の割合が最も高いのは、「災害時の手助け」(71.5%)です。これに次いで「冠婚葬祭の手伝い」(49.8%)や「平常時の見守り」(41.4%)、「郵便物・宅配物の一時預かり」(40.2%)などとなっています。一方、「できない」割合が高い行為は、「短時間の子ども預かり」(47.7%)、「庭の手入れや掃除の手伝い」(46.9%)が4割を超えています。

【近隣での手助けに対する考え】



困った時の相談先は、「家族・親戚・兄弟・姉妹」が 80.8%で圧倒的に多く、次いで「友人」(47.3%)で、これら2つが上位を占めています。一方、「どこ(誰)にも相談しない」(2.5%)のほか、「その他」で「相談先がわからない」「相談できる人がいない」など、悩みごとがあっても相談しない(できない)との回答も全体の5.7%みられます。

「どこ(誰)にも相談しない」の回答者(35人)のうち、「自分の力でなんとかしたい」(65.7%)が最も多く、次いで「他人に迷惑をかけたくない」(42.9%)、「自分のことを知られたくない」(34.3%)となっており、困りごとがあっても相談を避ける人は、地域の中に潜在化してしまう傾向がみられます。



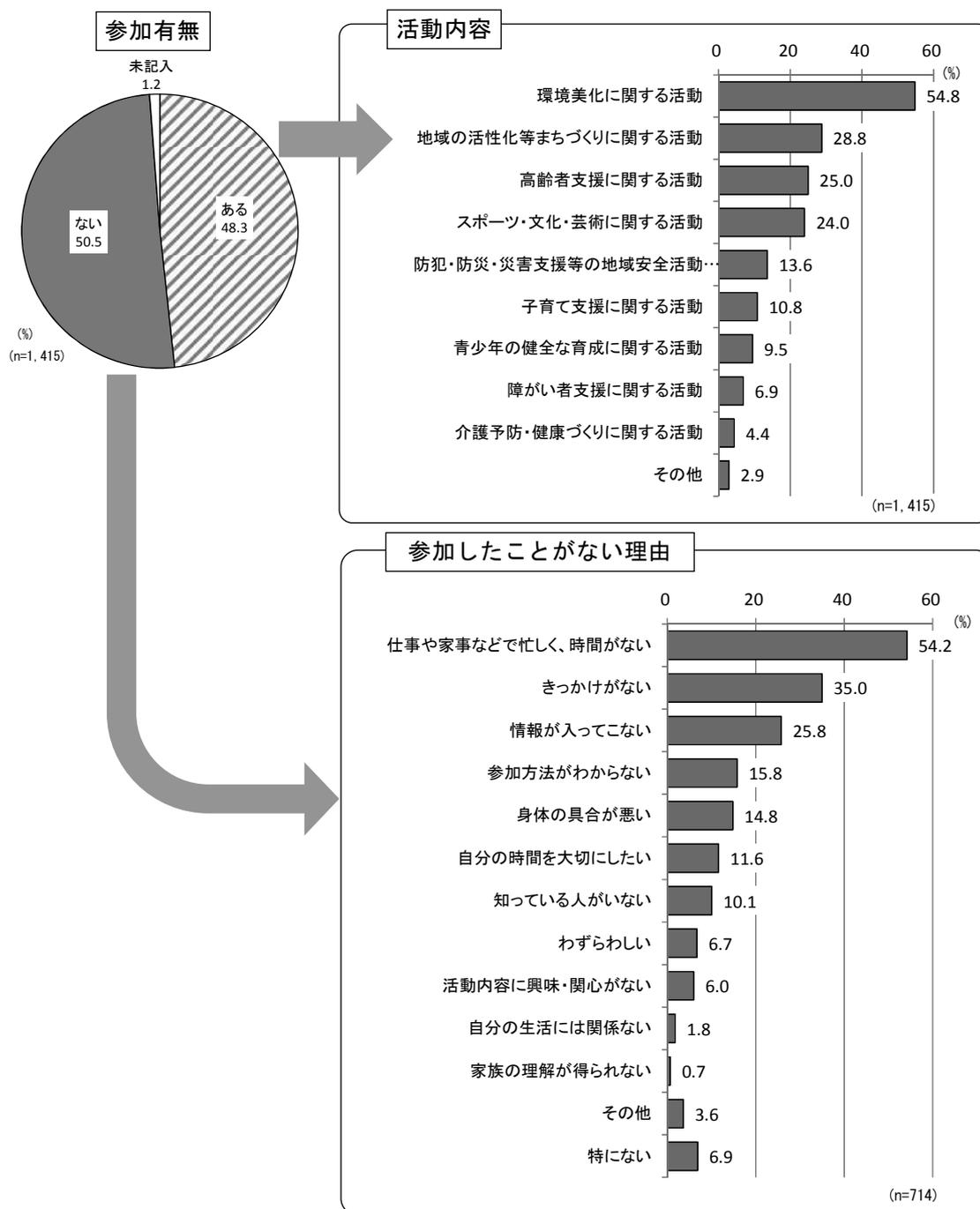
地域活動やボランティア活動への参加状況は、半数近くの市民が参加したことがあると回答しています。年代別では、10代・50代・60代・70代の半数以上が「ある」と回答されていますが、これらの年代に比べ、30代・40代の活動への参加率は低くなっています。

具体的な活動内容は、クリーン作戦や河川清掃などの「環境美化に関す

る活動」が 54.8%で最も多くなっています。年代別では、60代・70代・50代の順で多く、地域別では、青垣地域が最も多く、次いで、氷上地域・春日地域となっています。

参加したことがない人の理由は、「仕事や家事で忙しく、時間がない」(54.2%)が最も多く、これについて「きっかけがない」(35.0%)で、20代から60代の各年代の割合が高くなっています。「情報が入ってこない」は10代で多くなっています。

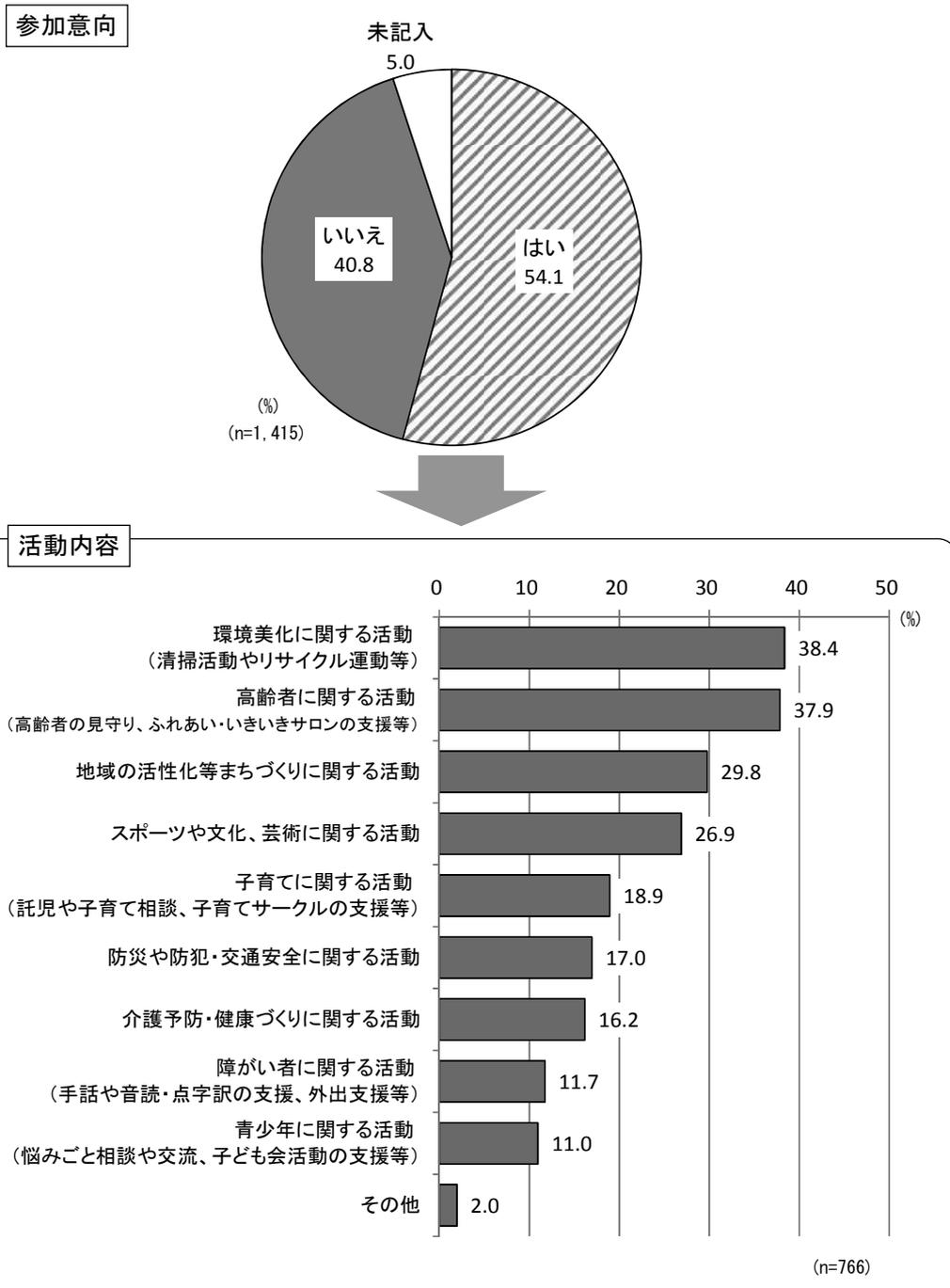
【地域活動・ボランティア活動への参加状況】



地域活動やボランティア活動に対し参加したいと考えている市民は54.1%で、参加割合の48.3%に比べ約6ポイント高くなっています。

具体的に参加したい活動内容は、「環境美化に関する活動」が38.4%で最も多く、これに次いで「高齢者に関する活動」(37.9%)で、実際の活動状況と比較して、多くの市民が関心を持っている様子が見えます。

【地域活動・ボランティア活動への参加意向】



**【課題】**

地域活動やボランティア活動などの共助の活動は、個人の自発的意思によって他者を思う気持ちの表れであり、多様性を認め、他者を受け入れる意識を芽生えさせることにつながります。また、このような活動は、地域コミュニティの強化、絆の再構築につながる重要な機能のひとつです。

自ら解決できる課題は自らの努力で解決することを前提に、自分自身でどうしても解決できない課題については、共助を通じ解決することができるよう、家族や近隣住民、友人・知人など「顔の見える」関係づくりを行い、それぞれの地区において共助の活動を活性化することにより、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

また、地域と行政、専門機関などが連携して、引き続き、きめ細かい情報提供や相談支援体制を整備し、要援護者が適切なサービスを利用することができるよう支援することが必要です。特に自分自身で困っていることがわからない「困り感」がない人やひきこもり等で相談や情報に接触しようとしなない、もしくはできない人に対しては、ソーシャルワーカー\*やケースワーカー\*などの専門相談員等によるアウトリーチ型\*の支援を実施することが必要です。

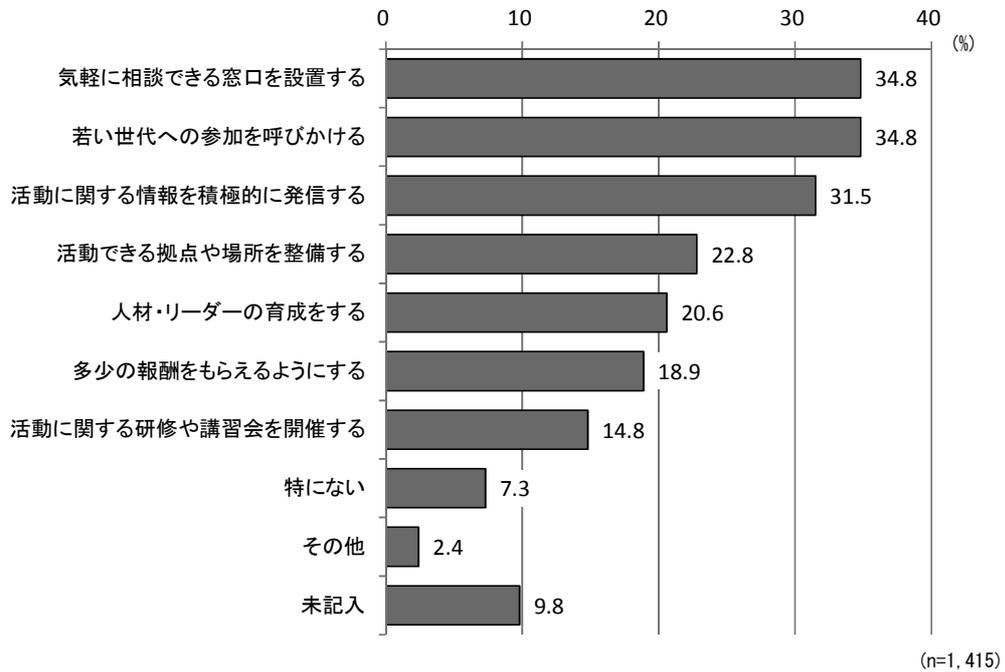
**(3) 「つながる」****■ アンケート調査結果からみた現状**

地域活動やボランティア活動を促進するために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「若い世代への参加を呼びかける」が同数（34.8%）で最も多くなっています。また、「多少の報酬をもらえるようにする」は全体の18.9%が回答し、“ボランティア活動＝無報酬・奉仕の活動”という考え方もみられます。

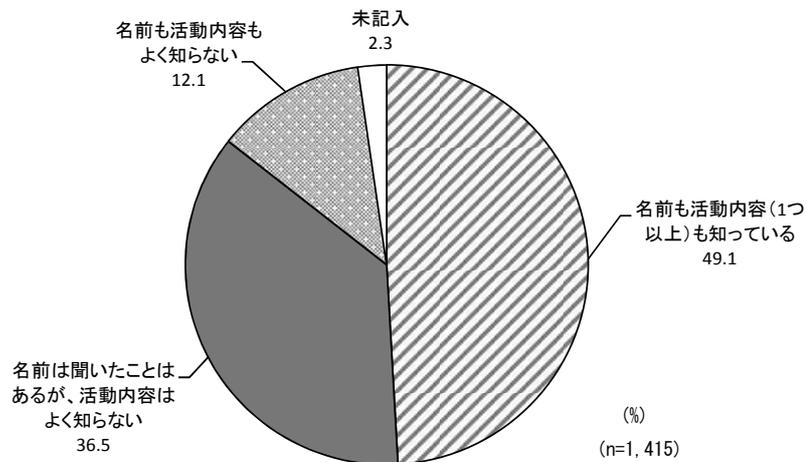
社協について、“名前は知っている”（「名前も活動内容（1つ以上）も知っている」と「名前は聞いたことはあるが、活動内容はよく知らない」の合計）の割合は、全体の85.6%を占めますが、活動内容も併せて知っている割合となると、ほぼ2人に1人の割合（49.1%）となります。

また、「名前も活動内容もよく知らない」について、年代別でみると、20代・10代・30代の順で高く、若い世代に認知されていないことがわかります。

【地域活動・ボランティア活動を促進するために必要なこと】

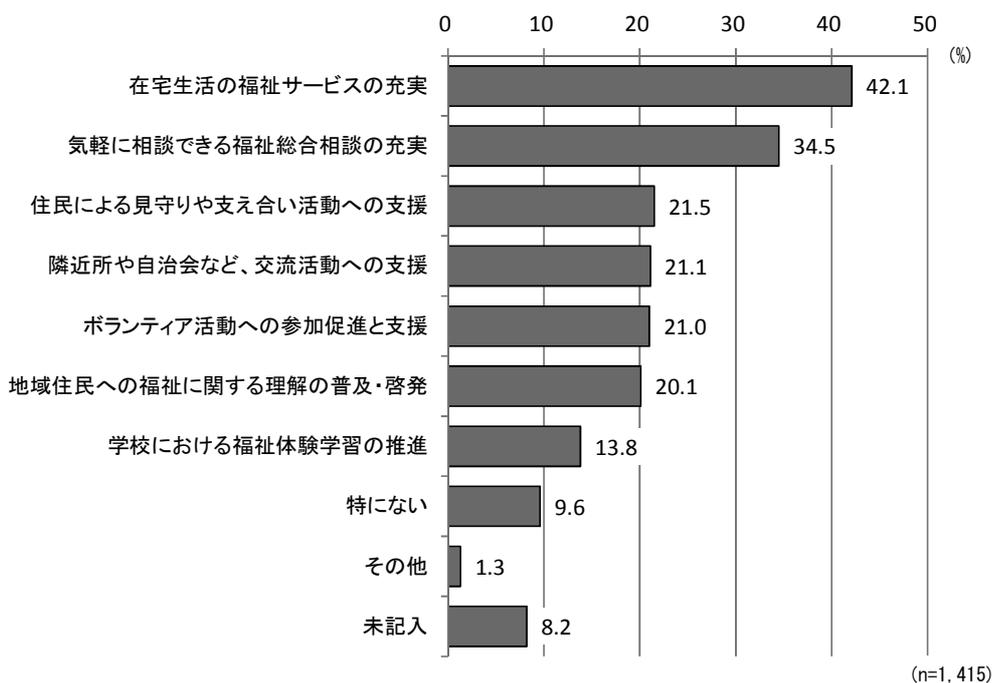


【社会福祉協議会の認知状況】



地域福祉推進について社協に期待されていることは、「在宅生活の福祉サービス」(42.1%)と「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」(34.5%)が多くなっています。これらに次いで「住民による見守りや支え合い活動への支援」(21.5%)、「隣近所や自治会など、交流活動への支援」(21.1%)、「ボランティア活動への参加促進と支援」(21.0%)など、公的な制度やサービスの充実だけではなく、市民自らが見守り、支えあっていくための活動への支援の必要性を感じている市民は少なくありません。

## 【地域福祉推進に関して社会福祉協議会に期待すること】



## 【課題】

ボランティア活動など地域での共助の活動が活発化するよう、活動に関する相談支援体制とともに、ニーズ\*に応じた参加しやすい環境づくり、条件整備に努めることが重要です。また、地域の課題を把握・情報共有等を行う場を通じて、地域全体が連携して解決に向け取り組むべき課題を市民に広く周知することや、既に行われている活動について情報を提供するなど、今まで地域での活動に関わる機会が少なかった人が興味・関心を抱き、参加・協力しようと思わせる仕掛けづくりが必要です。

そのような取組みを通じて、次代を担う子どもや高齢期を迎えた団塊世代などにも地域福祉活動に目を向けてもらい、新たな担い手として主体的な活動をつないでいけるように、活動する団体や個人に対する支援に努める必要があります。

さらに地域福祉活動の推進役として中心的な役割を担っている社協については、市民に一層の周知を図るとともに、複雑・多様化・専門化する地域の課題・ニーズ\*に対応するため、相談援助を担当する人材の確保や資質の向上を図る一方、現在の仕組みでは対応しにくい「制度の狭間」の課題にも対応できるよう、分野を超えて専門相談機関が連携してサービスにつながる仕組みの構築が必要です。

複雑・多様化する地域の課題・ニーズ\*は、市民や民生委員・児童委員\*、民生・児童協力委員\*、福祉委員\*、ボランティア等による共助での解決が難しくても、専門的な福祉関係者やNPO\*などのより専門的な取組みによって解決できるものもあります。そのため、保健・医療・福祉にかかわる事業者や行政などを含む多様な主体が幅広く参加し、地域の課題やニーズ\*を把握し情報共有等を行いながら、課題解決ができる仕組みづくりが重要です。



# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 地域福祉とは

#### (1) 地域福祉の基本的な枠組み

「地域福祉」という言葉は、対象範囲・内容が大変幅広く、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組むことが基本となります。

##### 「自助」・・・「個人や家族による自助努力」

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思と行動や家族の支えあいによって主体的に解決を図ることを「自助」といいますが、「すべての生活課題を自力で解決しなければならない。」ということではありません。自分の努力で解決できない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」の範囲であり、極めて重要です。また自分の身の回りのことで問題が生じないように普段から対策を考えておくことも「自助」の一つです。

##### 「共助」・・・「市民同士の支えあい」

近隣の市民同士や地域で活動する団体同士の支えあい・助けあいで地域の課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉において中心的な取組みになります。

「共助」を進めていくためには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に担い手でもあることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが大切です。

##### 「公助」・・・「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや行政がなすべき支援を「公助」といいます。自助や共助だけでは解決できない生活課題に対応し、地域福祉推進の基盤づくりを行うことも「公助」となります。

「公助」としてなすべきことは行政が責任をもって対応しなければな

りませんが、「自助」や「共助」で解決した方がよいことはできる限り地域で解決するという意識を持つことが大切です。

「自助」「共助」「公助」の関係図



## (2) 地域福祉の概念

市民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 市民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送れる環境がある。
- 従来の近隣市民同士の助けあいに加えて、地域全体で支えあうコミュニティがある。
- 日常生活における様々な生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 市民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 市民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安全性が高い地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取組み姿勢がある。
- 地域全体で子どもを見守り、育む環境がある。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の見守る体制がある。

上記の基本的な枠組みや求められる機能をふまえた上で、本計画における地域福祉の概念を次のように定義づけます。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、自助や公助で対応が困難な福祉ニーズ・生活課題を地域内で共有し、その解決を図るために多様な担い手（市民、地域団体、事業者、行政など）が相互に連携・協力し、みんなで支える地域社会をめざす取り組み

#### —地域福祉を考える上で参考とする概念等—

##### 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（厚生労働省）

地域には、現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題があり、これらに対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置づける必要がある。これらの生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、その意味では、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民間でそれを共有して解決に向かうような仕組みを作っていくことは、我々皆のこれからの安心のための準備として必要なことである。そして、このような仕組みを作っていくことは、住民の自己実現意欲を生かすことにもなる。

##### 「第3期 兵庫県地域福祉支援計画」（兵庫県）

地域での人と人のつながり、人々の地域への帰属意識が低下するなど、地域社会の脆弱化が進行している一方で、地域における生活・福祉課題は、極めて多様化・複雑化してきている。

電球の交換やゴミ出しを頼める人がいない、買い物に行けても買った物を持って歩けない、一人暮らしが寂しいという心の問題、被害の自覚なく不要なものを購入させられ続ける悪徳商法の被害といったところから、孤立死や自殺等の深刻な問題、災害時における身体が不自由な人や幼児のいる家庭の避難・生活支援への対応など、住民にとっては、地域での普通の暮らしを妨げるものが生活・福祉課題である。それは、暮らしの周辺のあらゆる場面で起こりうるものであり、また、歳をとるなど時間の経過によって、今は支援を要しない人も含め、誰にでも起こりうるものである。

このような生活・福祉課題の多様化・複雑化の中で、既存の公的サービスだけでは、地域における生活・福祉課題に対応することができなくなっている。基本的な福祉ニーズ\*には公的サービスで対応することが前提となるが、住民が主体的に関わり、支え合う、地域における支え合いの領域を拡大、強化し、地域における支え合いを住民と行政との協働の下に進めていくことが必要である。

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域にある様々な資源を結びつけて生活・福祉課題を解決する仕組みづくりとともに、地域住民が共生できる福祉からのまち（地域）づくりを進めることである。

### （3）地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズ\*を的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」が必要となります。

「圏域」は、次図のとおり「個人・家庭」、「自治会」、「自治協議（振興）会（以下、「自治協議会」という。）」、「市内全域（行政）」におおむね区分されます。

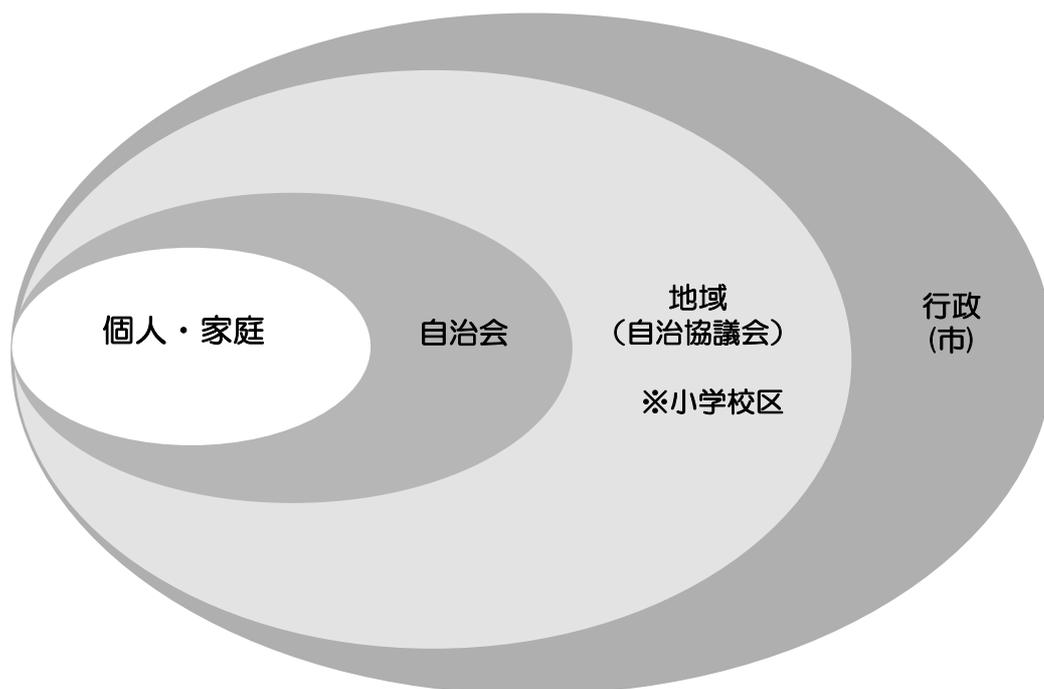
本計画では、次の理由により、自治協議会を基礎的な地域福祉の圏域として捉えることが適当であると考えます。

- ① 自治協議会は、自治会、地域内の個人、団体、法人等が参画して様々な地域課題を解決していける機能を有していること。
- ② 日常生活に関わる事項について、従来から小学校区を単位とした意識的な団結が存在していること。

しかし、自治協議会の圏域は、市民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できるエリアであり、全市的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、自治協議会の圏域ですべての地域課題を解決することは極めて困難です。

したがって、地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

#### 丹波市の地域福祉圏域のイメージ



(丹波市地域づくり事業における課題解決の仕組みと整合)

## 2. 基本理念

第1次地域福祉計画では、市民のパートナーシップをキーワードに「支え合い、助け合い、まごころで築く“絆”のまち たんば」を基本理念として、誰もが住みよい丹波市を自分たちの手で築き上げることを目標にさまざまな取組みを推進してきました。

また、第2次地域福祉推進計画においては、多岐にわたる市民ニーズ\*に応えるため、「ささえあい おおきくひろがれ ちいきのわ」を基本理念に、「新しい支え合い」をめざし、「自助」「共助」の推進を図るための具体的な取組みを進めてきました。

今回の計画では、「第2次丹波市総合計画」の基本構想のほか、個別計画に掲げられている基本理念を踏まえるとともに、両計画の理念を継承しながら本計画の基本理念を次のように設定します。

### 【計画の基本理念】

## 認めあい 支えあい 心つながるまち たんば

お互いの存在を意識しあいながら、多様性を「認めあい」、身近なところで見守り助けあえる地域づくりの基本となる「支えあい」、そして、お互いに理解しあう心が育まれ、それを大切にする地域福祉で結びつく「心つながる」まち“たんば”をめざして、子どもから高齢者まですべての市民が主役になって、この計画を進めていきます。

### 3. 基本目標

#### (1) お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます

近隣同士が親しくつきあい、互いに共感しあえる地域コミュニティを形成し、支えあう地域福祉のネットワークを構築していくためには、基本的人権を尊重し、多様性を認め受け入れる意識づくり、環境づくりを育むことが必要です。

地域福祉への理解をすすめるため、福祉や人権に関する学習の充実はもちろん、隣近所が存在を認識しお互いに関心を持てる関係づくりを推進します。

#### (2) 支えあいを大切にした地域づくりをすすめます

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊厳をもって暮らし、市民をはじめ、地域の関係団体や事業者、行政などが協働し、日常的に地域で支えあうことを大切にしたまちを実現することが必要です。

地域で“困りごと”を持つ支援が必要な人を早期に発見し、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、総合的な相談支援体制などの仕組みづくりをすすめるとともに、そのための関係機関とのネットワークの確立を図り、適切なサービスや支援につなぐことができる地域づくりを推進します。

#### (3) つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします

市民がお互いに助けあいながら、人にやさしいまちづくりを実践し、すべての人が安心・安全な生活を送ることができるまちづくりをめざすことが必要です。

そのため、生活に密着した福祉課題に対して、市民自身が主体となって「自助」「共助」が身近な地域で行われるよう、地域への積極的な参加・参画や市民同士の“つながり”を促進する取組みを推進し、すべての市民が安心・安全に、また心豊かに暮らせる地域づくりをめざします。



# 第4章

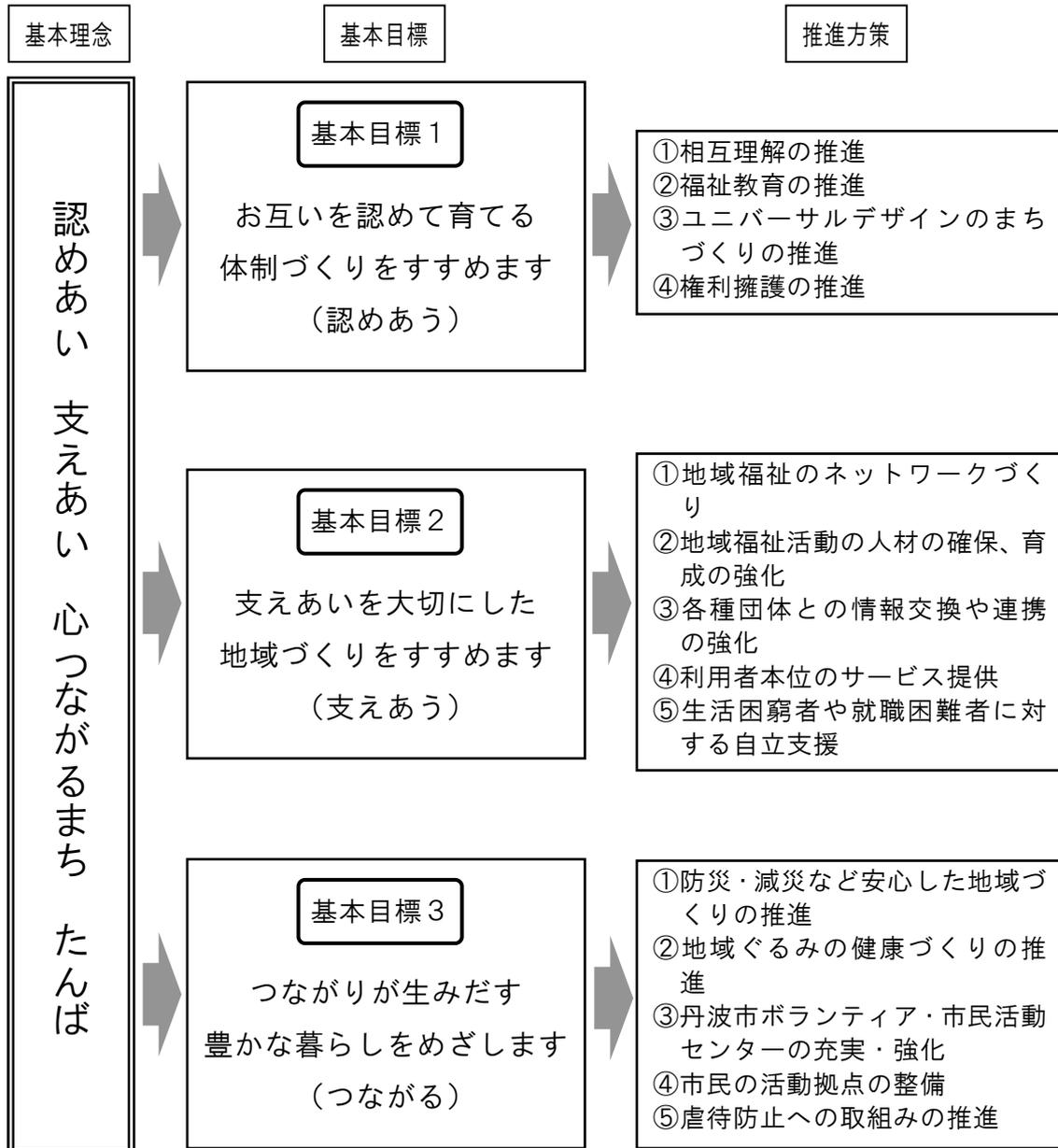
## 基本計画



# 第4章 基本計画

## 1. 施策の体系図

【施策の体系図】



## 2. 基本目標ごとの推進方策

本項では、基本目標の達成に向け、基本理念を踏まえ、市民・社協・行政の各々の役割や取組みを進めるにあたって大切なことに言及していきます。

市の地域福祉は、これまでも市民をはじめ、民生委員・児童委員\*や民生・児童協力委員\*、福祉委員\*、ボランティア団体などの活動に支えられてきました。生活課題が多様化・複雑化している今日においては、行政はもとより、市民や社協などがこれまで以上に連携を深めながら取り組んでいく必要があります。

そのような背景を踏まえ、基本目標ごとの推進方策とその取組みの考え方を示すと次のとおりです。

※以下の表中の「取組み主体」に記載している記号のうち、「◎」印は、当該施策推進の中心的な役割を果たすもの、「○」印は、中心的主体と連携又は協働して施策に取り組むものを意味しています。

### (1) お互いを認めて育てる体制づくりをすすめます

#### ①相互理解の推進

計画策定委員会作業部会（以下、「作業部会」という。）では、隣近所がお互いの存在を認識し連絡を取りあうことの必要性のほか、人権尊重意識向上のための啓発・学習をはじめ、障がい理解のための出前講座、自治会・老人クラブ・小学校の児童を対象とした「認知症サポーター\*養成講座」の開催など、地域と協働した福祉学習の必要性等の意見が出されました。

要援護者への理解と認識を深める啓発や交流活動の充実を図るとともに、自治会をはじめ、地域の福祉団体、事業者等と連携して、お互いを認めあい、多様性を受け入れる態度を育む体制づくりを推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
人権教育・啓発の推進	支援が必要な要援護者に関する市民の正しい理解と認識を深めるため、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場での学習や啓発活動を推進します。	◎	○
障がい理解のための出前講座の開催	地域の要請に応じ、障がいや障がい者の理解を深める講座を出前形式で開催します。	◎	○

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
市民交流に関する 行事やイベントの 広報の充実	市民が地域の行事やイベントへの参加を通じ、地域交流が図れるよう、市内各地域での行事・イベントに関する情報の広報に努めます。	◎	○
市民交流に関する 行事・イベント開催 への支援の充実	市民の交流を促進するため、誰もが気軽に参加できる行事・イベントへの企画や実施に対する支援を充実します。	◎	○
交流の場づくりや 機会の提供	身近な地域で、高齢者や障がい者、子どもなど、多様な世代が気軽に集い、交流できる場づくりや機会を提供します。	○	◎
認知症サポーター* 養成講座の開催	認知症サポーター*養成講座の講師役となるキャラバンメイトと連携し、認知症の人に対する地域の見守り・話し相手となる「認知症サポーター*」を養成する講座を開催します。 また、認知症サポーター*自身が地域で活躍できる担い手として地域で活動できる機会充実に努めます。	◎	○

## ②福祉教育の推進

市民が互いに触れあう、やさしい地域づくりには、常に人権尊重の視点に立てる人を育て、「心のバリアフリー\*」の普及を図ることが重要です。

作業部会では、地域福祉の推進には市民の理解と行動が必要であり、そのため人権学習に福祉の視点を取り入れることが必要などの意見が出されました。

市民や学校など、地域の様々な機関・団体が連携し、心のバリアフリー\*をめざした福祉教育を推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
福祉教育推進支援	小・中学校における福祉学習の取組み方は、講演会、体験学習など多岐にわたっています。相手のことを考えられる力の育成や福祉に関心を持つきっかけとなるよう、講演会の講師の調整や福祉体験用具の貸出しなど、福祉学習がさらに効果的となるよう支援します。	○	◎
福祉教育助成	小・中学校へ福祉教育を支援するための助成を行います。	○	◎
家庭や地域での福祉教育の充実	地域の福祉団体や社会福祉施設、関係機関等と連携し、市民の福祉に対する意識が向上する取組みを充実します。	○	◎

### ③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

作業部会では、現存の公共施設に対する調査を改めて行い、その結果に基づいて物理的なバリアフリー\*化の促進に取り組むことが必要であるとの意見が出されています。

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本に、保健、医療、福祉の分野だけではなく、道路、都市計画、住宅、商業、交通施策、教育などの関係部門が連携した取組みを推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
施設等の整備促進	公共施設や民間施設、交通安全施設等、不特定多数の市民が利用する施設等の整備については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法*）等の法令等の周知・指導に努め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた人にやさしいまちづくりを推進します。 また、既存施設についてはバリアフリー*化に引き続き取り組みます。	◎	○
移動・交通手段の充実	高齢者や障がい者等の外出や社会参加を促進するため、公共交通機関や福祉サービス提供事業者等の関係機関の協力・連携のもと、移動・交通手段を充実します。	◎	○
暮らしやすい住まいの充実	誰もが安全・安心に生活ができるよう住宅のバリアフリー*化を支援します。	◎	○

#### ④権利擁護の推進

認知症や障がいにより判断能力が低下しても、日常生活上、不利益を受けないような仕組みづくりが必要であり、市民による助けあいや支えあい、行政の支援により、誰もが心豊かに生活できる社会を形成することが必要です。

作業部会では、成年後見制度\*など権利擁護に関する制度等の普及・啓発とともに、相談支援にあたってスーパーバイズ\*できる専門職を配置するなど、要援護者やその家族が安心して相談できる体制づくりが必要との意見が聞かれました。

必要な時に必要な福祉サービスを利用する際に不利益を被ることがなく、誰もがニーズ\*に応じたサービスを利用でき、その人らしい暮らしができるよう権利擁護の取組みを推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
成年後見制度*等の利用支援の普及	成年後見制度*等の利用促進を図るため、制度の普及・啓発に取り組むとともに、利用しやすいよう支援の充実を図ります。	◎	○
日常生活自立支援事業の実施	高齢者や知的・精神障がい者等で判断能力が低下した方との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常生活における金銭管理、預かりサービス等を実施します。 社協と市との連携により、利用促進を図るため、本事業の周知に努めます。	○	◎

## (2) 支えあいを大切にした地域づくりをすすめます

### ①地域福祉のネットワークづくり

地域のセーフティネット\*の機能を充実・強化するためには、市民や地域で活動する様々な団体間の連携を一層強化するとともに、近隣同士の声かけや見守りなど支えあい・助けあいが機能する地域づくりに努めることが必要です。このような取組みの基本には、ふだんから市民同士が活発に交流を図り、新しい「向こう三軒両隣」の関係を築くことが重要です。

作業部会では、ひとり暮らし高齢者世帯や認知症等のいる世帯、障がいのある方、子育て世帯や生活困窮世帯等をさりげなく見守り、異変に気づいたら相談窓口等につなげ、深刻な事態になる前に解決するなど、地域の見守りネットワークづくりが重要との意見が聞かれました。また、身近な地域の相談窓口として活動する民生委員・児童委員\*や民生・児童協力委員\*、福祉委員\*などの周知不足のほか、若い世代の地域の行事への参加促進、地域に溶け込める取組みなどが課題との意見が聞かれました。

市民をはじめ、自治会・自治協議会や地域の福祉団体、事業者等が連携し、課題解決につながるネットワークづくりを進め、本市に暮らすすべての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組みます。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
新しい「向こう三軒両隣」の関係づくり	自治会等の活動への支援や地域行事における市民の交流を通じ、日頃から近隣との関わりを持ち、いざというときに支えあい、助けあえる関係づくりを進めます。	◎	○
高齢者見守りネットワークづくり	市民をはじめ、民生委員・児童委員*や民生・児童協力委員*、福祉委員*、自治会、民間事業者等と連携し、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援につなぐなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。	◎	○
地域福祉ネットワークの構築	身近な地域における相談や見守り機能を一層強化し、高齢者や障がい者のいる世帯のほか、子育て世帯や生活困窮者などの要援護者に対し、地域からの情報提供、個別訪問・聞	◎	○

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
	き取りなどのアウトリーチ*機能、支援方策の検討、見守り支援等を行う地域福祉のネットワークを関係機関・団体と連携・展開し、市民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。		
民生委員・児童委員*や民生・児童協力委員*、福祉委員*等の活動の市民への普及・啓発	市民の身近なところで相談を行っている民生委員・児童委員*や民生・児童協力委員*、福祉委員*等の活動について普及・啓発を図り、市民の理解を深め、要援護者が相談しやすい環境を整備します。	◎	◎
自治協議会(自治協)と社協の連携強化	地域福祉を一層推進していくため、社協職員が自治協へ定期的に訪問し、福祉活動事業の開催支援を引き続き行います。	◎	◎
自治協に対する「福祉部」設置の働きかけ	福祉に関する専門部として「福祉部」を自治協内に位置づけをお願いすることで地域の福祉向上につなげていきます。	◎	◎

## ②地域福祉活動の人材の確保、育成の強化

近年、若年者から高齢者まで幅広い世代において、様々なボランティア活動が行われていますが、活動に関する情報が十分に提供されていなかったり、活動時間がとりにくいなどの現状があります。ボランティアの人材育成・確保を図るため、市民がいつでも気軽に参加できる多様な活動機会の充実を図る必要があります。一方、地域では、ボランティアグループや老人クラブ、女性団体、子ども会、民生委員・児童委員\*、民生・児童協力委員\*、福祉委員\*などの様々な団体が活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題に悩む団体は少なくありません。福祉活動を担う団体が活動しやすい環境整備が必要です。

地域福祉活動やまちづくり活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉活動の担い手の確保、育成に取り組みます。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
認知症サポーター*養成講座の開催【再掲】	認知症サポーター*養成講座の講師役となるキャラバンメイトと連携し、認知症の人に対する地域の見守り・話し相手となる「認知症サポーター*」を養成する講座を開催します。 また、認知症サポーター*自身が地域で活躍できる担い手として地域で活動できる機会充実に努めます。	◎	○
ボランティアや市民活動団体への支援	ボランティアや市民活動団体が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、市民活動センターにおける各種団体等に対する支援を推進します。	○	◎
老人クラブ活動への支援の充実	社会参加の促進に寄与している老人クラブへの活動や結成に必要な支援を行います。 また、老人クラブ組織がない地域については、周辺の組織に働きかけるなど、老人クラブに参加しやすい環境づくりを図ります。	○	◎
福祉活動を担うリーダーの発掘と育成	市や関係機関等と連携し、地域づくりに意欲があり地域福祉活動のリーダーとして期待される人材の発掘に努めるとともに、地域福祉活動を行う上で必要な知識や技術を学ぶための機会や情報を提供します。	○	◎

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
地域の福祉課題やニーズ*に応じたボランティアの育成	地域の福祉課題や要援護者の支援ニーズ*を把握し、その課題の解決、ニーズ*に対応するボランティアの育成・確保に努めます。	○	◎
ボランティア活動への参加機会の充実	ボランティア活動への市民の参加を促進するため、活動への参加機会の充実に努めます。特に団塊の世代が退職後、社会貢献の一環としてボランティア活動に参加しやすいよう、ボランティア講座の開催や体験機会の提供、グループ活動等への支援を充実します。また、高齢者の知識や技能等を活用した地域活動やボランティア活動を支援します。	○	◎
ボランティア活動に関する情報提供の充実	ボランティアに対する知識や理解を深めるとともに、ボランティア活動に関する情報の提供を充実します。	○	◎
専門職の資質の向上	職員研修などに積極的に参加し、スキルアップをめざします。	○	◎

### ③各種団体との情報交換や連携の強化

地域では自治会をはじめ、社協、民生委員児童委員協議会\*、地域包括支援センター、福祉団体、行政などが地域福祉を推進する重要な役割を担い、様々な活動を行っています。さらに、これら組織、団体が相互に連携、協働し、地域福祉のネットワークを強化し、地域における様々な福祉課題を見逃さない活動をしていくことが重要です。

地域で活動する各種団体間の情報交換や交流を促進し、市民や団体などをつなぐコーディネーターの育成を図り、各種団体の連携や協力を強化します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
市・関係機関との連携強化	制度の狭間にある生活課題等の解決や、地域福祉を進めていくため、市や関係機関との連携強化に努め、市民にとってよりよい事業や政策を検討します。	◎	○
地域包括ケアシステム構築の為に行政や関係機関等との連携の強化	介護や生活支援を必要とする要援護者を早期に発見し、迅速かつ最も適した形で、保健、医療、福祉等の様々なサービスが提供される仕組みが十分に機能するよう、地域の様々な関係機関・団体、サービス提供事業者等の連携を強化します。	◎	○
地域ケア会議の推進	地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員*、介護保険事業者、社協のほか、地域福祉推進に取り組む関係機関・団体等による「地域ケア会議」を推進し、地域ニーズ*の把握、新たな社会資源の開発や地域で支えあうシステムの確立、困難事例の検討を行うなど、地域の連携体制の強化を図ります。	◎	○
ボランティア団体同士の連携の強化	地域のボランティア団体同士の交流・連携を強化し、ボランティア活動が活性化するよう支援します。	○	◎

#### ④利用者本位のサービス提供

市民が抱える生活課題や福祉課題はひとつだけでなく、複数の課題が絡みあっているようなケースは少なくありません。このような場合、市民は抱える課題ごとに様々な相談窓口を訪れ、相談することになり、窓口を転々と移ることになります。サービス利用者である市民の立場からすると、様々な課題に関する相談をひとつの窓口で総合的に応じてもらえる「総合相談窓口」が身近な地域に整備されることが望ましいことはいうまでもありません。また、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されたことに伴い、生活困窮者に対する相談支援窓口を関係機関と連携して開設する必要があるとの意見もありました。

さらに、情報提供のあり方について作業部会では、自治会長から民生委員・児童委員\*、民生・児童協力委員\*、福祉委員\*など、地域の関係者への情報伝達の方法に問題があるとの意見や、市民に興味・関心を抱かせる、わかりやすい情報提供が課題などの意見が出されました。

利用者の自己選択・自己決定により福祉サービスを適切に選択できるよう、身近なところでの総合的な相談支援・情報提供の充実を図るとともに、サービス提供事業者への指導・助言など、利用者本位のサービス提供と質の確保に向けた取組みを推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
わかりやすい情報の発信	誰にとってもわかりやすい情報を提供するため、広報紙やホームページ、フェイスブック*などを活用した広報活動を展開します。 また、情報入手が困難な方に対して、多様な情報提供手段を活用して情報利用のアクセスの確保に努めます。	◎	◎
相談支援機能の充実	要援護者が住み慣れた地域で必要とするサービスを総合的に利用できるよう、相談業務に携わる職員の資質向上を図るとともに、より身近な地域に相談窓口を設置する等、課題解決に有効な仕組みを検討します。 また、地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等との連携のもと、相談からサービス利用に円滑につながるための支援機能の充実を図ります。	◎	○

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
福祉サービスの質の確保	福祉サービス利用者が適切にサービスを選択し利用できるよう、苦情解決や利用支援など、利用者の権利が守られる取組みを充実するとともに、サービス提供事業者に対する指導等を実施し、福祉サービスの質の確保を図ります。	◎	○
新たな福祉サービスの開発	福祉ニーズ*や地域課題などの把握・分析を行い、地域の実態に即した新たな福祉サービスの検討を行います。	◎	○
社協コーナーの整備・充実	必要な福祉情報を気軽に入手できるよう、店舗等の協力により、来客者に講座や研修会の案内など福祉情報の提供を積極的に行います。	○	◎

### ⑤生活困窮者や就職困難者等に対する自立支援

社会経済の構造的な変化や就業形態の多様化等により、生活保護受給者や生活困窮者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を強化する「生活困窮者自立支援制度」が平成 27 年 4 月から施行されています。

困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援体制を構築するとともに、既存の地域福祉施策との連携を図ります。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
相談窓口の周知	生活保護に至る前の段階から早期に支援できるよう、それぞれに状況が異なる生活困窮者を広く受け止める相談窓口を設置し、広報誌やホームページなどを通じ普及・啓発に努めます。	◎	○
全庁的な支援体制の構築	生活困窮者等を早期に発見、把握できるよう、庁内の関係課から生活困窮者相談窓口に容易につながるよう全庁的な支援体制を整備します。 また、子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部局間の情報共有を図ります。	◎	○
地域福祉ネットワークと連携した支援体制の構築	地域福祉ネットワークでのつながりや、ハローワーク、社協などの関係機関・団体の協力を得て、積極的なアウトリーチ*によるアプローチをすることにより、生活困窮者を早期に発見する体制を構築します。	◎	○
生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施	生活困窮者自立支援法に基づく支援を必要に応じて実施するとともに、ハローワークとの連携をはじめ、生活福祉資金貸付制度などによる公的な支援、民生委員・児童委員*、民生・児童協力委員*による見守りや福祉委員*によるサロン活動などの支援を組み合わせながら、生活困窮者の状況に応じた支援を実施します。	◎	○

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
子どもの貧困対策の推進	<p>すべての子どもが夢と希望を持って成長することができる社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進する体制づくりに努めます。</p> <p>また、全庁的な連携体制のもと、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学習支援をはじめとする各種事業を実施します。</p>	◎	○
地域就労支援事業の推進	<p>中高年層や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の母親など、働く意欲と能力がありながら、就労において様々な困難を抱え、雇用・就労を実現できない就職困難者などに対し、地域の関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた就労支援メニューを提供し、雇用・就労につなぐ事業を推進します。</p>	◎	○

### (3) つながりが生みだす豊かな暮らしをめざします

#### ①防災・減災など安心した地域づくりの推進

国では、地域福祉計画策定にあたり、災害時等の緊急事態が発生した際の要配慮者に対する迅速かつ的確な対応、また全国各地で高齢者の所在不明問題が発生したことなどを受け、地域の要配慮者に関する情報を適切に把握し、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員\*等の関係機関等との間で共有を図ることなど、要配慮者支援の方策を盛り込むことを求めています。

また、作業部会では、平成26年8月の豪雨災害の経験や教訓を踏まえ、市の地域防災計画や、災害ボランティアセンター運営マニュアル等の見直しの必要性のほか、地域では防災訓練等を通じて、更なる自主防災組織活動を積極的に取り組むなど、それぞれの立場で防災・減災に努める必要があるとの意見が聞かれました。

本市でも、災害が発生しても、地域の要配慮者が孤立せず、また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう災害発生時の支援体制を強化します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
地域福祉ネットワーク等の推進を通じた要配慮者の把握	民生委員・児童委員*等と連携し、平時からの見守りや相談・支援活動を通じて、災害時における要配慮者情報の把握に努めます。 また、福祉委員*が行う地域活動を通じて要配慮者に関する情報の把握、支援を行います。	○	◎
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に、円滑かつ迅速な避難誘導を行うため、避難行動要支援者名簿を整備します。	◎	○
防災に関する啓発	市民に対し防災に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。	◎	○
自主防災組織の育成及び支援	地域の自主防災組織に対し、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう支援し、活動の強化を図ります。 また、自主防災組織がない地域については、地域での支えあい・助けあいの考え方を踏まえ、市民の自主性を尊重しながら、組織化のための啓発を図ります。	◎	○

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
安否確認体制の 確立	災害発生時の円滑な安否確認のため、「避難行動要支援者名簿」を整備するとともに、名簿を地図情報とマッチングさせるなど、災害時における迅速な安否確認と支援体制の確立を図ります。	◎	○
医師会などと協働 した地域の防災体制 づくり	市と医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携し、迅速かつ的確に災害対策及び避難者支援を行うための体制づくりに努めます。	◎	○
社会福祉施設等と連 携した災害時要配慮 者の受け入れ体制の 確保	災害発生時、要配慮者が社会福祉施設等を避難先として使用できるように締結した「協定」に基づき、安心して避難できる環境づくりに努めます。	◎	○
避難所における福祉 サービスの継続提供	地域の福祉団体、事業者、関係機関と連携し、避難後においても福祉サービスが継続的に提供できる体制づくりに努めます。	○	◎
災 害 ボランティア センターとの連携	災害発生時、市と社協が締結した協定に基づき設置する「災害ボランティアセンター」が、その機能を十分発揮できるよう、平時から関係団体との連携に努めます。 また、災害発生時の被災者等への支援に備え、災害ボランティアの確保・育成に努めます。	○	◎

## ②地域ぐるみの健康づくりの推進

近年、高齢化に伴い、悪性新生物（がん等）や心臓病、脳血管疾患（脳卒中等）などによる死亡率が高まるとともに、食生活や運動習慣、飲酒及び喫煙等の個人の生活習慣が原因となる高血圧症や糖尿病などの生活習慣病による壮年期の死亡をはじめ、認知症や寝たきりなどの介護が必要な市民が増加しています。住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、健康づくりも欠かせない取組みの一つです。

健康づくりは、市民一人ひとりの主体的な行動が基本となりますが、健康の維持・増進のために、日々の取組みを継続していくには、家族や友人といった周囲の人とのつながりや協力が重要な要素となってきます。そのため、健康づくりに必要な活動について、市民をはじめ、家庭や地域、市のそれぞれが果たす役割を再確認し、地域ぐるみのつながりの中で取り組む健康づくりを推進していきます。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
健康の維持・増進に関する意識啓発の推進	生活習慣病予防のための健康教育や健康相談、健康講座などを開催し、「自分の健康は自分で守りつくる」という健康づくり意識の普及・啓発に努めます。	◎	○
疾病予防、早期発見・早期治療に向けた取組みの推進	予防接種や健康診査、健康相談や保健指導の充実により、疾病の予防や早期発見、早期治療を図ります。 また、健康診査・がん検診の受診率向上に努めます。	◎	○
サロン活動を通じた健康づくりの推進	地域でのサロン活動を通じ、地域での孤立防止や閉じこもり予防など、市民の健康維持・増進への支援を推進します。	○	◎
介護予防活動の推進	介護予防に関する普及・啓発に努めるとともに、「いきいき百歳体操」などの介護予防活動を地域の中で推進するなど、高齢期になっても生き生きと暮らせる環境づくりに取り組みます。	◎	○

**③丹波市ボランティア・市民活動センターの充実・強化**

作業部会では、地域のために自主的に活動している、または活動しようとする取組みに対する支援のほか、認知症予防の活動を広げるボランティアを育成することで、地域での継続的な取組みをめざすことや、ボランティアに一層関心を持ってもらえるような講演会を開催するなどの意見が出されています。市民とボランティア活動をつなぎ、ボランティアによる自主的な活動の裾野を広げるためには、ボランティア・市民活動センターが様々なボランティア活動のプラットフォームとして機能し、その役割を果たすことが重要であり、そのための支援の充実・強化が必要です。

ボランティア活動やNPO\*活動が活発となる事業の実施やボランティア・市民活動センターへの支援を充実し活動の推進を図ります。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
ボランティア・市民活動支援センターへの支援の充実	社協を通じて、ボランティア・市民活動センターの運営経費の助成等の支援を行い、ボランティア活動の推進を図ります。	○	◎
ボランティア・市民活動支援センター事業の充実と機能の強化	ボランティア・市民活動センターが持つ役割を十分に発揮し、さまざまなニーズ*に合ったボランティア活動への支援ができるよう機能強化を図るとともに事業の充実に努めます。	○	◎
ボランティアに関する総合窓口の充実	ボランティアを円滑に始めることができるようニーズ*に応じた支援に努めるとともに、安心してボランティア活動に取り組めるようボランティア活動保険加入手続きやボランティアに関する表彰推薦、他機関からボランティアに関する照会に対応するなど、活動促進につながるような取組みに努めます。 また、ボランティア活動の普及・啓発を行い、ボランティア団体等に対し活動助成を引き続き実施します。	○	◎

#### ④市民の活動拠点の整備

市民同士のつながりの中で、支えあい、助けあう仕組みをつくるためには、人々が集うことができる場が必要です。また、地域活動をする様々な団体の活動エリアが違うという状況がありますが、より効果的な地域活動を進めるために、地域の特性に応じ市民のネットワークづくりに重点を置いた地域ごとの取組みが重要です。

作業部会では、地域福祉の一層の向上をめざすためには、「地域・行政・社協」の三者の各々の役割を改めて明確にし、社会状況やその地域のニーズ\*に合った事業をともに考え創りあげていくことが大切で、そのためには、事務事業の効率化のほか、先行モデルとなる地域を育てることができるような仕組みづくりなど、三者が一体となった取組みを求める意見がありました。

地域に密着した福祉活動を促進するため、市民が利用しやすい活動拠点の整備を進めるとともに、市民の声や福祉ニーズ\*をいち早く受け止め、地域福祉活動を進めていくために、地域の中で市民が気軽に相談したり、年齢や障がいの有無に関係なく交流し、つながる場づくりを推進します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
地域活動拠点の整備	地域福祉活動の拠点となる場について、既存の公共施設の活用を含め、整備・充実を図ります。	◎	○
地域の居場所づくり	地区内に居住する誰もが立ち寄り、憩い・つどえる地域の居場所の設置を促進します。	◎	○
地域の中で人と人が繋がる仕組みづくり	地域ごとにイベントを開催し、地域の方が集まる機会や、地域の中で福祉についてみんな学びあえる機会の充実を図ります。	○	◎

### ⑤虐待防止への取組みの推進

高齢者や障がい者等に対する虐待などが深刻な社会問題となっており、市民や関係機関・団体と連携し、虐待防止に向けた対策が必要です。

すべての市民が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、市民をはじめ、保健、医療、福祉、介護の関係機関・団体が連携を図り、虐待防止への取組みを引き続き推進します。

また、児童虐待やいじめ等子どもをめぐる様々な問題については、福祉、教育、医療、地域、警察などの関係機関が連携し、情報交換や啓発活動、虐待の早期発見や早期対応を行う、「要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）」を設置しています。引き続き、当協議会や関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見並びに適切な対応が図れる体制を充実します。

取組み	内 容	取組み主体	
		市	社協
虐待防止に対する啓発	地域包括支援センターや障害者虐待防止センター、障害者相談支援事業者、民生委員・児童委員*など、関係機関・団体と連携しながら、地域での見守り活動を促進するなど、虐待の早期発見や虐待防止に対する啓発を図ります。	◎	○
虐待防止ネットワークの充実	関係機関・団体との連携により地域における虐待防止のためのネットワークを形成し、各ネットワーク間のコーディネートや事案ごとの検討会議を実施します。	◎	○
要保護児童対策地域協議会関係者の連携強化	多様化・複雑化する家庭や子どもを取り巻く課題について、各ケースに応じ、専門的立場から解決が図られるよう、要保護児童対策地域協議会における関係者の連携を強化します。	◎	○



# 第5章

## 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 1. 計画推進にあたっての各主体の役割

地域の様々な生活課題やニーズ\*に対応していくためには、市民をはじめ、地域を構成する多様な主体と行政が連携して、参加と協働によって地域福祉の向上を進めていくことが必要です。

住み慣れた地域で支えあい、助けあいながら安全で安心して暮らせる福祉社会を形成するため、行政だけでなく、市民をはじめ、自治会・自治協議会、民生委員・児童委員\*、民生・児童協力委員\*、福祉委員\*、NPO\*、ボランティア等がそれぞれの役割分担のもと、協力し協働する地域福祉の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

#### (1) 市民の役割

市民は、積極的に地域福祉活動に参画し、地域福祉を推進していくため主体的に取り組むことが期待されます。

地域において、共助のもと、助けあい、支えあえる関係づくりに努めるとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝いなど、自分がすぐにでもできることから取り組み、具体的な地域活動へつなげていくことが重要です。

そのため、隣近所とのあいさつや目配りから、地域の集まり、地域活動、各種研修や講座、ボランティア活動などに積極的に参加することが望まれます。

#### (2) 地域の役割

市内の各地域では、各種団体が活発に活動し、それぞれ独自の福祉活動に取り組んでいます。各地域で密着した活動を行う福祉関係団体やNPO\*は、市民に最も身近な存在であり、市民自身が地域福祉活動を始めるきっかけの提供者としての役割が期待されます。

そのため、市民に対し、福祉関係団体やNPO\*等について積極的に情報発信し、自治会や自治協議会、関係団体間の交流を推進するとともに、市と地域とをつなぐ役割を担う社協と行政との一層の連携強化が望まれます。

### (3) 丹波市社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域福祉推進計画を円滑に実行していく役割があります。

本計画に沿った施策（事業）の展開を通じ、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域づくりをめざすため、福祉委員\*をはじめ、市民や自治会・自治協議会、民生委員・児童委員\*、民生・児童協力委員\*、ボランティアやNPO\*、福祉関係施設・団体などとの連携を一層深めていくことが必要です。

また、地域活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るための研修会や講座の開催など新たに活動に参加する市民の発掘に努め、地域福祉活動の基礎を広げることが重要な役割です。

### (4) 市の役割

市は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的、かつ効率的・効果的に推進し、公的なサービスを適切に運営していく責務と役割を担っています。

生活課題やニーズ\*が多様化・複雑化している昨今の状況を踏まえ、全庁的な体制で関係所管課が連携し、それぞれが横断的な視点で取組みを実施しながら本計画の各種施策を推進していきます。

また、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を尊重し、相互に連携・協力を図るよう努めます。さらに地域福祉への市民参画を促進するため、活動機会の充実に努めるとともに、各関係機関・団体等がネットワークでつながった総合相談体制や情報提供の充実などを図ります。

## 2. 計画の進行管理

本計画は地域福祉に向けた基本的な理念や市、社協及び地域の協働と役割分担の仕組みづくりについて示していますが、具体的な施策・事業を市と社協が一体となって推進していくため、市の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉推進計画」を一体的に策定しています。そのため、市と社協の連携を一層深めながら、各施策（事業）を推進していく必要があり、進行管理においても一体的な評価・検証を行います。

外部の委員で構成する計画推進組織において、毎年度、市及び社協の本計画の取組み状況の報告・評価等を実施するとともに、市においては庁内で推進体制を確立し、市関連部署と連携を図り、社協においては計画の進行管理組織を設置し、関連団体と連携しながら、本計画の推進を図ります。



# 資料編



## 資料編

### 1. 計画策定の経緯

#### 《策定委員会》

開催日		内容
第1回	平成26年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定の概要説明等</li> <li>委員長並びに副委員長の選出について</li> <li>計画策定の進め方について</li> </ul>
第2回	平成26年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定の進め方について</li> <li>スケジュールの変更について</li> </ul>
第3回	平成27年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会1～3協議経過内容</li> <li>丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画の骨子(案)について</li> <li>基本理念並びにタイトルについて</li> </ul>
第4回	平成27年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市地域福祉活動促進計画(素案)について</li> </ul>
確認会	平成27年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市地域福祉活動促進計画(素案第2稿)確認</li> </ul>
第5回	平成27年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市地域福祉活動促進計画最終確認について</li> <li>製本スケジュール、配布先について</li> </ul>

#### 《作業部会》

開催日		内容
作業部会1	平成26年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画の取組みと課題について</li> <li>丹波市の現状について等</li> </ul>
	平成27年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市・丹波市社協の取組み状況からみえる今後の課題(取り組むべきもの)について</li> </ul>
	平成27年2月27日	
	平成27年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会のまとめ</li> </ul>
作業部会2	平成26年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画の取組みと課題について</li> <li>丹波市の現状について等</li> </ul>
	平成27年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市・丹波市社協の取組み状況からみえる今後の課題(取り組むべきもの)について</li> </ul>
	平成27年2月25日	
	平成27年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会のまとめ</li> </ul>
作業部会3	平成26年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現計画の取組みと課題について</li> <li>丹波市の現状について等</li> </ul>
	平成27年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波市・丹波市社協の取組み状況からみえる今後の課題(取り組むべきもの)について</li> </ul>
	平成27年2月27日	
	平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会のまとめ</li> </ul>

## 2. 用語説明

用語	説明
アウトリーチ	英語で「手を伸ばす、手をさしのべる」ということを意味し、社会福祉の実施機関が、潜在的なサービス利用希望者に手をさしのべ、利用を実現させるような積極的な取り組み。
NPO	「NPO (NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える活動を行うことをいう。
ケースワーカー	社会生活の中で困難や問題をかかえ、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、解決を図るための相談や援助を行う専門家のこと。
社会的包摂 (ソーシャル・インクルージョン)	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
スーパーバイズ	社会福祉施設や社会福祉機関においてケースを持っている援助者に対してケースの援助のあり方等をより具体的に指導すること。
セーフティネット	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。社会保障には社会的セーフティネットの役割があり、これにより人生の危険を恐れず、いきいきとした生活を送ることができ、ひいては社会全体の活力につながっていくとされている。
成年後見制度	認知症や障がいのため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、平成12(2000)年4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行い、日常生活の権利を守るもの。
ソーシャルワーカー	一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

用語	説明
認知症サポーター	都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。
ニーズ	要求、需要のことをいう。本計画では、身近な地域で生活していく上での住民による支えあい等の支援や公的な支援など、何らかの支援の必要性を意味している。
バリアフリー	「障壁のない」という意味で、公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のこと。高齢者や障がい者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行された。
バリアフリー法	⇒「バリアフリー」参照
フェイスブック	「Facebook, Inc.」が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。
福祉委員	地域住民の中から選出され、社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者。
民生委員・児童委員	住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障がい者、ひとり親家庭などのさまざまな相談や調査、援助活動をしている人のこと。民生委員法では、市域をいくつかの区域に分けて「民生委員・児童委員協議会」（略称：民児協）を組織することが義務付けられており、丹波市では6つの地域に組織され、すべての民生委員・児童委員は、民児協に所属し活動をしている。
民生委員・児童委員協議会	⇒「民生委員・児童委員」参照

用 語	説 明
民生・児童協力委員	<p>兵庫県知事から委嘱を受け、民生委員・児童委員の補佐役として地域福祉の推進のため活動している人のこと。主な仕事としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉情報を民生委員に連絡通報。</li> <li>(2) ひとり暮らし高齢者などの安否確認または友愛訪問。</li> <li>(3) 「ひょうごたすけあい運動」や「地域福祉ふれあい活動推進事業」など県や市の福祉施策の普及啓発。</li> <li>(4) その他、地域の福祉活動に協力。</li> </ol>
リスクマネジメント	<p>リスクの影響から組織を守るためのプロセスである。実際は、リスクマネジメント委員会やリスクマネジャーの設置、リスク情報の定期的分析とフィードバックの実施などにより行われる。</p>

### 3. 丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丹波市と社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、丹波市地域福祉計画・地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画策定に関すること
- (2) その他、計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる各種団体等から推薦を受けた者、市民からの公募により選考された者の中から市長及び社協会長が委嘱する。
- 3 公募委員の選考については、必要事項の書類の提出を受け事務局で協議のうえ、市長及び社協会長が決定する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の代表とする。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(作業部会)

第6条 第2条に規定する職務を行うに当たり、必要な事項を調査・研究し、計画素案を作成するために、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員会の委員をもって構成する。
- 3 作業部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 作業部会に部会長及び副部会長を各1名置き、部会長は部会に属する委員の互選により定め、副部会長は部会長の指名による。
- 5 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。部会長不在の場合は、副部会長が代理する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会並びに作業部会が必要と認めた場合には、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、計画が策定される日までとする。

- 2 補欠委員の任期も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は丹波市福祉部と社協に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表

丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員

選出分野	委員数
丹波市民生委員児童委員連合会（社協理事を除く）	1名
丹波市中学校長会	1名
丹波市商工会	1名
丹波市介護保険サービス事業者協議会	1名
丹波市老人クラブ連合会（社協理事を除く）	1名
丹波市ボランティア協会	1名
NPO法人等（子育て、障害者支援団体から各1名）	2名
コミュニティ活動推進委員（各地域から1名）	6名
丹波市（福祉部）	1名
社協理事（学識経験者）	2名
社協理事（丹波市自治会長会）	1名
市民（公募）	2名
計	20名

#### 4. 丹波市地域福祉計画・地域福祉推進計画策定委員名簿

【順不同・敬称略】

委員氏名	選出区分	備 考
河津 輝樹	丹波市民生委員児童委員連合会	
奥野 隆之	丹波市中学校長会	
土田 光一	丹波市商工会	
門尾 重治	丹波市介護保険サービス事業者協議会	
中辻 剛	丹波市老人クラブ連合会	
竹知 正明	丹波市ボランティア協会	委員長（平成27年5月まで）
北村 久美子	NPO法人等(子育て支援活動団体)	副委員長（平成27年7月まで） 委員長（平成27年8月から）
芦田 八郎	NPO法人等(障害者支援活動団体)	
山中 邦雄	コミュニティ活動推進員(柏原地域)	
荻野 恭敏	コミュニティ活動推進員(氷上地域)	
古川 正孝	コミュニティ活動推進員(青垣地域)	
和田 八壽夫	コミュニティ活動推進員(春日地域)	
後藤 康介	コミュニティ活動推進員(山南地域)	
荻野 美恵子	コミュニティ活動推進員(市島地域)	
大森 友子	丹波市（福祉部）	平成27年3月まで
細見 正敏	丹波市（福祉部）	平成27年4月から
尾松 勝實	(社)丹波市社会福祉協議会 (理事：学識経験者)	
八木 武男	(社)丹波市社会福祉協議会 (理事：学識経験者)	
足立 篤夫	(社)丹波市社会福祉協議会 (理事：丹波市自治会長会)	
上田 正晴	公募委員	副委員長（平成27年8月から）



丹波市地域福祉活動促進計画

平成27年11月

発行 丹 波 市

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会